

札幌の魅力をもっと高めていくために

本市では、札幌の魅力をもっと高めていくための基準として、「眺望に関する基準」「夜間景観に関する基準」「雪・冬季の景観に関する基準」を設けています。このうち、「眺望に関する基準」については、市内の眺望の主な視点場と眺望の特徴から、眺望を3つに分類した上で、それらの類型に該当する眺望のうち、いくつかの眺望を景観形成の対象とする眺望として設定し、景観形成基準を定めています。また、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観誘導や景観創造が求められるものを重点眺望として設定し、景観形成基準を定めています。

眺望

眺望に関する基準について

景観形成の対象とする眺望がより魅力的となるよう、その眺望の視点場となる場所(各基準において「視点場」と記載している場所)から見たときに、どのように見えるかを検証しながら、景観形成基準に適合するよう配慮してください。なお、敷地や形態により、基準に示す視点場から計画建築物等が見えない場合もあり得ます。その場合は該当しない基準として扱ってください。

重点眺望に関しては、視点場となる場所(さっぽろテレビ塔展望台又は大通公園西3丁目)から見たときに、どのように見えるかを検証しながら、景観形成基準に適合するよう配慮してください。なお、重点眺望については、景観プレ・アドバイスの対象とする行為も併せて設定していますので、当該行為に該当する場合は、景観プレ・アドバイスの手引きも参照してください。

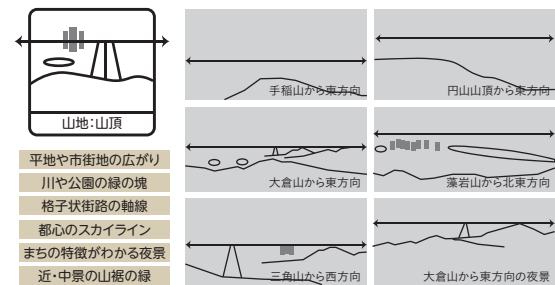
眺望の類型

【見晴らし景(パノラマ)】

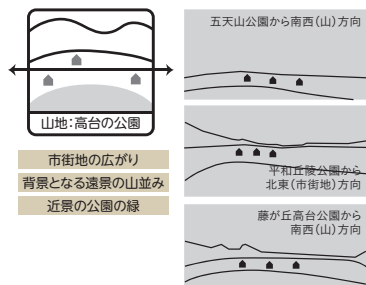
山頂のほか、坂道、高台や平地の大規模公園、河川に架かる橋、都心のランドマークなどを視点場とした平地や市街地の広がりを感じられる眺望です。遠景には背景やランドマークとなる山並み、川や公園の緑の塊に加え、格子状街路の軸線が見えます。都心のスカイラインが地平線から突出し、まちの構造や方角を教えてください。中景、近景には、山裾の緑や、広大な緑地の広がりやエッジを見ることができ、橋の視点場からは、川を縁取る建築物とその両側の建物群や緑の広がりから、扇状地の特徴をみることができます。

○見晴らし景の景観特性

山地が視点場の眺望【山頂】



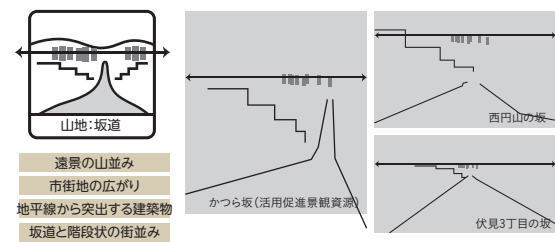
山地が視点場の眺望【高台の公園】



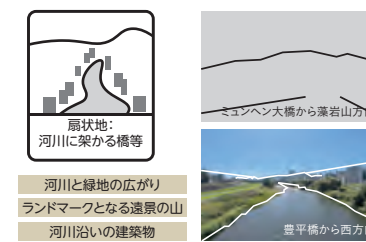
扇状地(都心部)が視点場の眺望【高層のランドマーク】



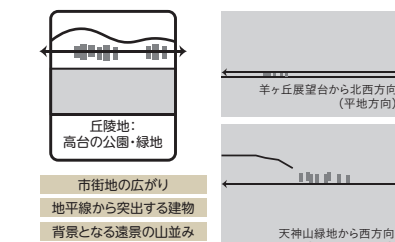
山地が視点場の眺望【坂道】



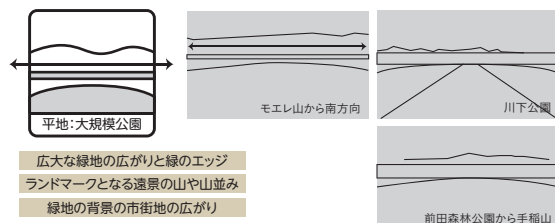
扇状地(都心部)が視点場の眺望【河川に架かる橋等】



丘陵地が視点場の眺望【高台の公園・緑地】



平地が視点場の眺望【大規模公園】



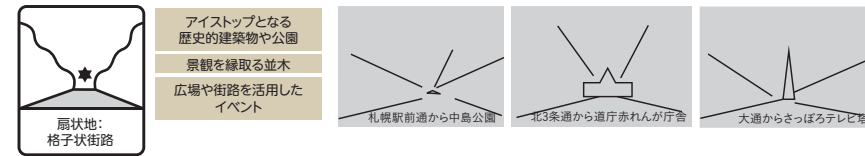
眺望

【見通し景(ビスタ)】

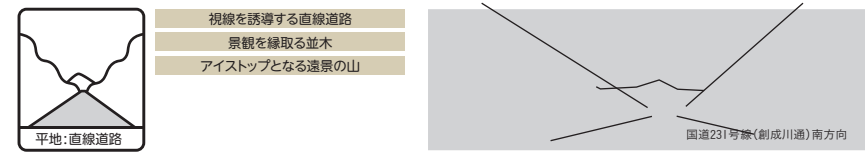
都心部の格子状道路や、平地の直線道路が視点場となる、道路を中心とした眺望です。視線を誘導する直線道路と沿道の並木や建築物が道路を縁取り、直線を強調しています。遠方の山や歴史的建造物などがアイストップとなる場合があります。

○見通し景の景観特性

扇状地(都心部)が視点場の眺望【格子状街路】



平地が視点場の眺望【直線道路】

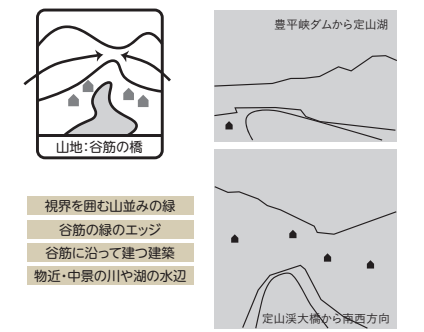


【囲み景】

谷筋の橋を視点場とした山に囲まれた眺望です。視界を囲む山並みの緑、谷筋の緑のエッジとともに川や湖の水辺や谷筋に沿って立つ建築物が深谷の形状を浮かび上がらせています。

○囲み景の景観特性

山地が視点場の眺望【谷筋の橋】



景観形成の対象とする眺望

【見晴らし景(パノラマ)】

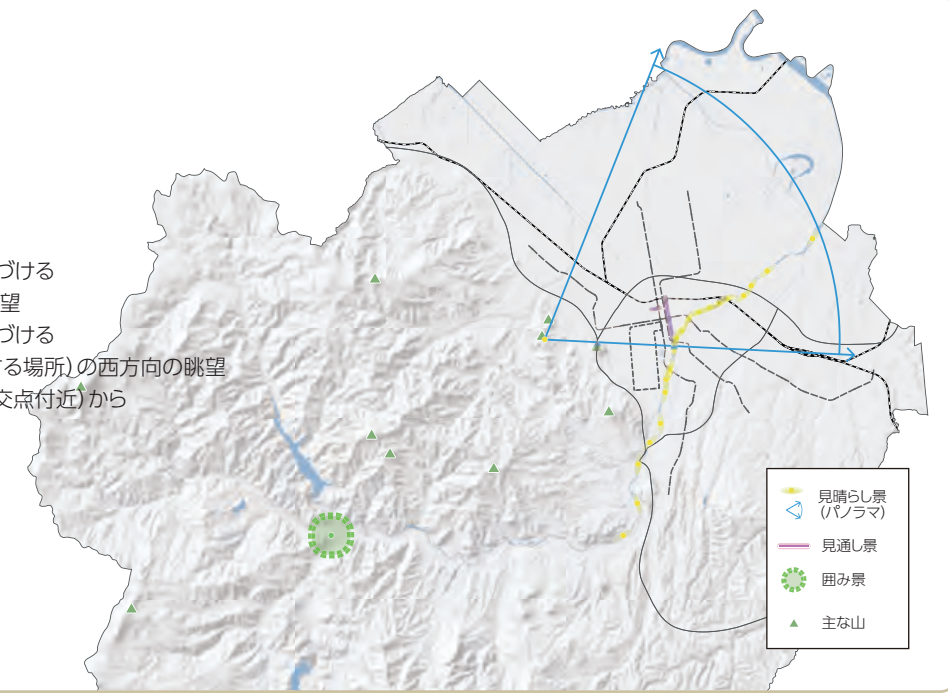
- ・大倉山展望台から東方向の眺望
- ・豊平川にかかる橋からの眺望

【見通し景(ビスタ)】

- ・創成川通(都心まちづくり計画で位置づけるやすらぎの軸の範囲)の南北方向の眺望
- ・北三条通(都心まちづくり計画で位置づけるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所)の西方向の眺望
- ・大通公園西3丁目(にぎわいの軸との交点付近)から東方向の眺望

【囲み景】

- ・定山溪大橋からの眺望



重点眺望

特に札幌の眺望を代表し、特段の景観誘導や景観創造が求められる眺望を「重点眺望」に位置づけます。「重点眺望」は、より詳細な景観形成基準を設定し、きめ細かな景観誘導を行います。現在(令和●年●月時点)、重点眺望には「さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望」と「大通公園西3丁目から東方向の眺望」(P●参照)を設定しています。

眺望

景観形成基準

【見晴らし景 | 視点場(大倉山展望台、豊平川に架かる橋)】

●大倉山展望台や豊平川に架かる橋など山や橋などを視点場とした、市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線やみどり等の見晴らしを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見晴らしをより魅力的にしていけるために建築物の形態や照明等の工夫に努める。(123)

方針番号

E1

■ 都心ゾーン

●都心のシルエットの形成を目指し、建築物の頂部の形状や高層部のライトアップなどの工夫に努める。(4)

方針番号

E1

■ 一般市街地ゾーン

●河川に近接する計画敷地では、河川に向かって掲出する広告物を照明等により照らすことや、広告物を発光させることを避けるなど、良好な河川沿いの景観が形成されるよう配慮する。(5)

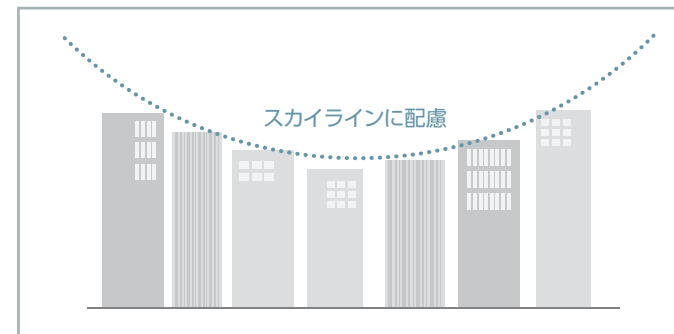
■ 山地のみどりに近接するゾーン

●建築物は背景となる自然環境と調和する色彩とするよう配慮する。(6)
●計画敷地が山麓の場合は、視点場からの見晴らしを阻害しないよう、屋外広告物の色彩デザインや照明等の工夫に配慮する。

ゾーン基準

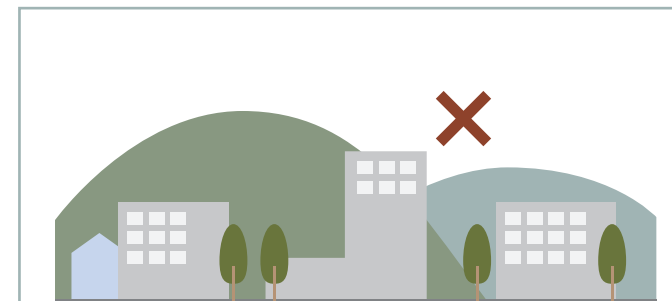
<配慮事例>

① 平地や扇状地は、遠くから見通せることから、スカイラインや色彩に配慮する。



遠くからの見晴らし景を踏まえ、周辺建物との関係性を読み解き、建物の高さや頂部の色彩等に配慮する

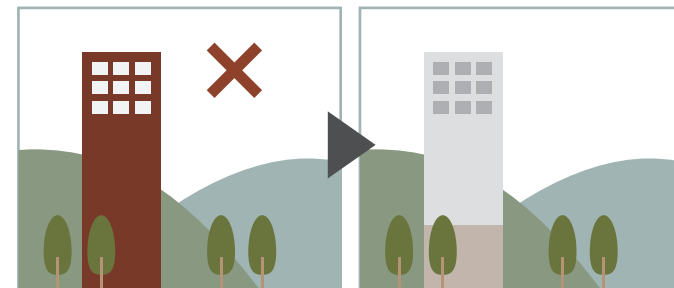
② 山の稜線を見通す視線を阻害しないように壁面を後退させたり、高層部の位置に注意する。



× 山の稜線を見通す視線の阻害



③ 高層の建物を建てる場合は、背景となる山並みや空との色彩調和に配慮する。



都心

④ 頂部の形状や高層部のライトアップの工夫をして都心部の強調に努める。



大倉山から望む札幌都心部夜景の見晴らし景



JRタワーから望む札幌都心部夜景の見晴らし景

市街地

⑤ 河川沿いの良好な景観を阻害しないよう華美な広告は避けるよう配慮する。



河川に向かって掲出する広告物を華美にしたり、照明灯やネオンで発光させることは避ける

山地隣接

⑥ 背景となる自然環境と調和する色彩に配慮する。



背景となる山の稜線を超えないよう建築高さを押え、外壁をアースカラーとすることで周辺の自然環境との調和に配慮(定山溪大橋より/鹿の湯)

<札幌市内の見晴らし景>



豊平橋から望む見晴らし景



東橋から望む夜間の見晴らし景

眺望

景観形成基準(工物も適用)

【見通し景 | 視点場(創成川通、北3条通、大通公園西3丁目)】

●創成川通や北三条通などの通りを視点場とした、アイストップとなる建築物等、並木の縁取り、視線を誘導する直線道路等の見通しを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見通しをより魅力的にしていけるために建築物の形態や照明等の工夫に努める。(123)

方針番号

E1

■ 都心ゾーン

- 建築物の中・低層部は、隣接する建築物等と共通するデザインをポイントで取り入れるなど、通り全体の魅力を高める工夫に努める。(2)
- 建築物の高層部は、見通しを阻害しないよう、目立つ形態や意匠を控えたデザインとするよう配慮する。(1)
- 通りの先にアイストップとなる建築物等がある場合は、通りの沿道の魅力を形成するよう建築物のデザインの工夫に努める。(13)

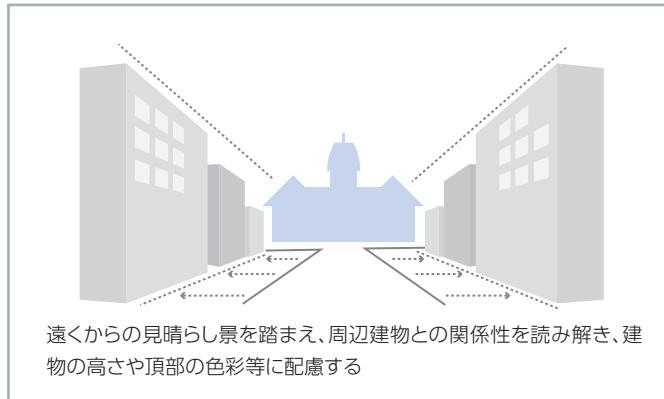
方針番号

E1

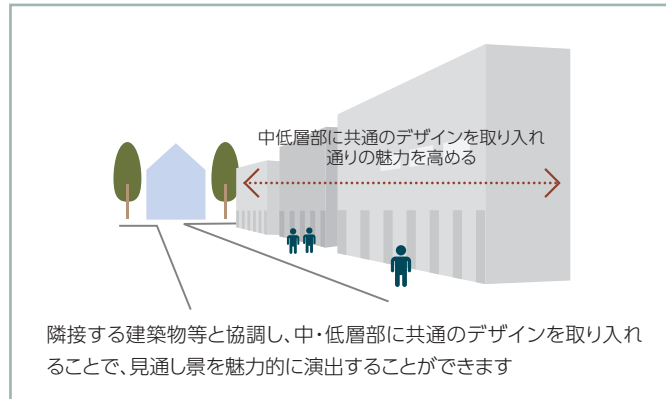
ゾーン基準

<配慮事例>

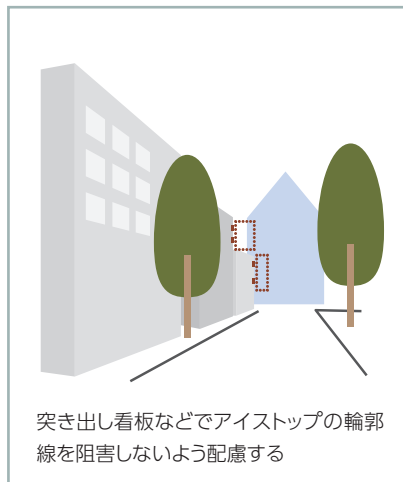
1 アイストップへの見通しを確保するため建物の壁面を後退させるなど見通しの確保に配慮する。



2 通り全体の魅力を高めるため、共通のデザインを取り入れるなど、中・低層部のデザインに配慮する。



3 アイストップの輪郭線を崩さないよう建物や広告物の位置を考慮し、街並み景観の演出に配慮する。



<札幌市内の見晴らし景>



景観形成基準

【囲み景 | 視点場(定山溪大橋)】

●定山溪大橋など谷筋の橋を視点場とした、山並みのみどり、谷筋の建築物、川や湖の水辺等に囲まれた眺望を阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、眺望をより魅力的にしていけるために建築物の形態や照明等の工夫に努める。(12345)

方針番号

E1

■ 山地のみどりに近接するゾーン

- 山並みのみどりの連続性に配慮した配置となるよう配慮するとともに、外観の素材や色彩を選定するよう配慮する。(12)
- 視点場からの見え方を意識し、河川沿いにテラスを設置するなどの工夫に努める。(4)

方針番号

E1

ゾーン基準

<配慮事例>

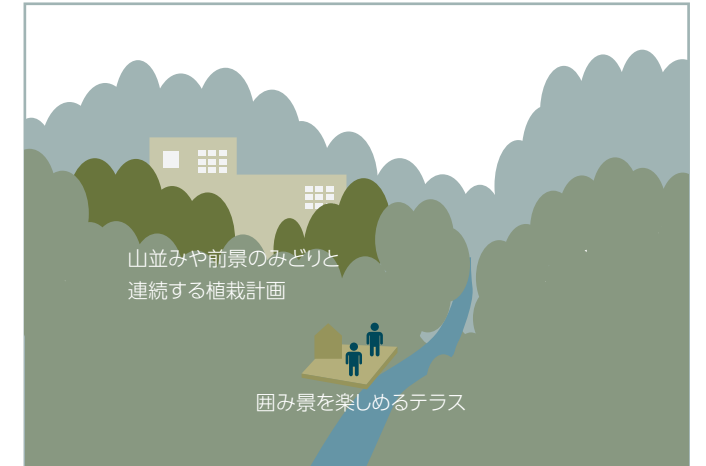
山地隣接

- 1 囲み景の眺望を阻害しない建物の形態に配慮する。
- 2 山並みのみどりの連続性を阻害しない建物の配置や素材・色彩に配慮する。



建築ボリューム・形態と色彩を背景となる山並みと渓谷の囲み景の眺望を阻害しないよう配慮した施設群(定山溪/定山溪大橋より)

- 3 山並みを背景とする際は、植栽を多く配置するなど調和を図る。
- 4 河川沿いにテラスを設置するなど、囲み景を楽しめるような設えの工夫をする。



建物が、樹木の背後から突出しないよう建物高さを抑え、水辺の囲み景を阻害しないよう配慮(中島公園島蒲池)

5 囲み景の眺望を魅力的にしていけるために照明等の工夫を行う。



眺望(重点眺望)

重点眺望 【さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望】

ランドマークであるさっぽろテレビ塔の展望台(登録有形文化財)を視点場とした、札幌を代表する見晴らし景です。大通公園の全景とその両側の都心のビル群、遠景の山並みで構成され、都市と自然の近さや土地の広がりを感じられます。また、まっすぐ伸びる大通公園を中心とした見通し景の要素もあり、山並みの中にある大倉山ジャンプ台に視線をいざないます。特に、冬季には、ビルの向こうに見える雪の積もった山々やジャンプ台のあかりが、雪と共存する札幌ならではの景観を形成しています。

【さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望】

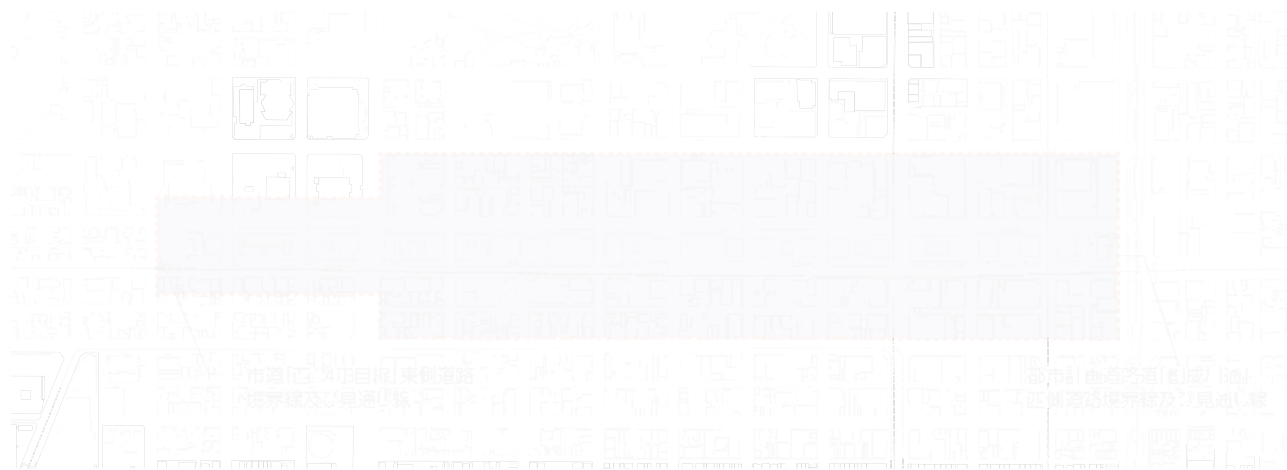
さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望が、より魅力的になるよう配慮する。特に、下記の範囲を敷地とする場合においては、次の基準に配慮する。

- 大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並ぶビスタの連続感の形成に向けて、大通公園に面する建築物の高さ60mを超える高層部を大通公園からセットバックするよう配慮する。
- 高層部は周囲の街並みや背景となる山並みとの調和に配慮して外観をデザインするよう配慮する。
- 建築物の高さが90mを超える場合は、山並みが背景となることを踏まえて頂部をデザインするよう配慮する。
- 屋上に設置する附帯設備等は、視点場からの見え方を考慮し、目隠しなどにより修景するよう配慮する。
- 長大な壁面に見えないよう、意匠の切り替えなどにより、建築物の立面を分節化するよう配慮する。

○対象とする区域

【基準で定める範囲の敷地】次の範囲のいずれかに該当する敷地

- ・都市計画道路「大通」の南北の道路境界及び見通し線からそれぞれ外側に30mの線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び見通し線並びに市道「西14丁目線」の東側道路境界及び見通し線に囲まれた範囲
- ・都市計画道路「北1条・宮の沢通」及び都市計画道路北1条・雁来通」の道路中心線、都市計画道路「大通」の道路中心線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び見通し線並びに都市計画道路「石山通」の道路中心線に囲まれた範囲
- ・都市計画道路「大通」の道路中心線、都市計画道路「南1条通」の道路中心線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び見通し線並びに都市計画道路「石山通」の道路中心線に囲まれた範囲



○景観プレ・アドバイスの対象となる行為(※対象区域内で行われる以下の行為)

都市計画の決定又は変更を伴う都市再生特別地区の区域内における建築物*1など(構想段階1回、設計段階1回)
*1 指定容積率の数値を超えるものなどによる

都市機能誘導区域(都心)における下記の行為(設計段階1回)
・高さが60mを超え、かつ、延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築

景観重要建築物、札幌景観資産の敷地に近接するもの(設計段階1回)

大通公園の南側1街区と北側1街区(西1丁目から西10丁目に限る)における以下の行為(設計段階1回)
・高さが90mを超える建築物の新築又は増築

大通地区景観計画重点区域における下記の行為(設計段階1回)

- ・高さが60mを超える建築物の新築又は増築
- ・延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築



○配慮イメージ



眺望(重点眺望)

重点眺望 【大通公園西3丁目から東方向の眺望】

大通公園西3丁目の札幌駅前通りに面した場所を視点場とし、ランドマークであるさっぽろテレビ塔を視対象とした、札幌を代表する見通し景です。大通公園とその縁を彩るみどり、その両側のビル群、アイストップとなるさっぽろテレビ塔と背景の空で構成され、塔のシルエットと空の広がりを感じられるシンボリックな景観です。また、夜間にはライトアップされたさっぽろテレビ塔や大通公園の照明、冬のイベント時のイルミネーションなどが、日中とは異なる印象的な空間を演出しています。

【大通公園西3丁目から東方向の眺望】

大通公園西3丁目から東方向の眺望が、より魅力的になるよう配慮する。特に、下記の範囲を敷地とする場合においては、次の基準に配慮する。

- 大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並ぶビスタの連続感の形成に向けて、大通公園に面する建築物の高さ60mを超える高層部を大通公園からセットバックするよう配慮する。
- さっぽろテレビ塔とその周囲に広がる空による眺望を阻害しないよう、建築物の配置や形態に配慮する。特に次の部分については、さっぽろテレビ塔のシルエットに与える影響が大きいことから、配置や形態に十分配慮する。
 - ①大通東1丁目南街区及び大通東2丁目南西街区における高さ45mを超える建築物の部分
 - ②大通東2丁目南東街区における高さ60mを超える建築物の部分
- 計画建築物が視点場からさっぽろテレビ塔の背景として視認される場合は、建築物の存在感を低減させるよう、外観のデザインや素材・色彩に配慮する。
- 夜間にライトアップされているさっぽろテレビ塔の見え方を阻害しないよう、高層部のライトアップは慎重に検討する。
- 開口部から漏れ出る光をデザインするよう照明の工夫に努める。配慮する。
- 広告物・サインを設置する場合は、日中・夜間を通じて重点眺望の見え方を阻害しないものとなるよう配慮する。

景観形成基準(重点眺望)

○対象とする区域

- 【基準で定める範囲の敷地】次の範囲のいずれかに該当する敷地
- ・「さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望」に係る景観形成基準で定める範囲のうち、都市計画道路「札幌駅前通」の道路中心線以東の範囲
 - ・都市計画道路「北1条・雁来通」の道路中心線、市道「大通中通線」の道路中心線、都市計画道路「東3丁目通」の道路中心線及び都市計画道路「創成川通」の道路中心線に囲まれた範囲
 - ・市道「大通中通線」の道路中心線、都市計画道路「大通」の道路中心線、市道「東2・3丁目中通線」の道路中心線及び都市計画道路「創成川通」の道路中心線、に囲まれた範囲
 - ・市道「大通中通線」の道路中心線、都市計画道路「大通」の道路中心線、都市計画道路「東3丁目通」の道路中心線及び市道「東2・3丁目中通線」の道路中心線に囲まれた範囲並びに都市計画道路「大通」の道路中心線、都市計画道路「南1条通」の道路中心線、都市計画道路「東3丁目通」の道路中心線及び都市計画道路「創成川通」の道路中心線に囲まれた範囲



○景観プレアドバイスの対象となる行為(※対象区域内で行われる以下の行為)

都市計画の決定又は変更を伴う都市再生特別地区の区域内における建築物*1など(構想段階1回、設計段階1回)

*1 法定容積率の数値を超えるものなどによる

都市機能誘導区域(都心)における下記の行為(設計段階1回)

・高さ60mを超え、かつ、延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築

景観重要建築物、札幌景観資産の敷地に近接するもの(設計段階1回)

大通地区景観計画重点区域における下記の行為(設計段階1回)

・高さ60mを超える建築物の新築又は増築

・延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築



下記の範囲における以下の行為(設計段階1回)

・高さ60m(一部45m、90m)を超える建築物の新築又は増築



○配慮イメージ

差し替え

夜間景観

景観形成基準

- 暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明により通りやエリアを演出するよう配慮する。(1 2 3 4 5 6 7)
- グレア等を生じさせない適切な照明とするよう配慮する。
- 着色や点滅・動光する照明による演出は周辺との調和を慎重に検討したうえで行うこととし、安易に行わない。また、激しく動光が変化するものや華美なものとは原則として使用しない。(8 9)
- 生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向き等とするよう努める。(10)

方針番号

A2
E2

ゾーン基準

都心ゾーン

- 夜間においても魅力的な歩行空間となるよう、壁面のライトアップ、建築物低層部の開口部やショーウィンドウから漏れ出る光、外構等の照明による演出に努める。演出を行う場合は、通りの光が暖かみを持ち、連続した印象となるよう周辺の照明との協調に努める。また、交差点に面する建築物では、角を際立たせるなど、場所の印象を高める演出とするよう努める。(1 2 3)
- 外部と内部に視覚的なつながりがあるデザインとする場合は、魅力的な夜間景観に資する適切な内部の照明を計画するとともに、外部からの見え方を考慮した内部のしつらえとするよう努める。(1 2 4)

方針番号

A2
E2

<配慮事例>

- ① 昼とは異なる魅力的な夜の街並みを演出する。



街区で低層部の光を連続させることで夜の街並みを演出 (第一生命ビル、日生ビル)



印象的な意匠と照明の組み合わせによる演出 (第一生命ビル:D-LIFE PLACE 札幌)

- ② 暖かみのある照明で演出する。



低層部は暖かみのある暖色系、高層部は寒色系でメリハリのある街並みを演出 (赤レンガテラス、赤レンガプラザ、日生ビル)



低層部オープンカフェの暖色照明と、アトリウム内の木天井・壁を照らす柔らかな照明がまちかどを演出 (赤レンガテラス)

- ③ 開口部から溢れる明かりで、通りににぎわい感を演出する。



低層部ガラス開口部からの灯が通りを照らす (紀伊国屋書店)

- ④ 玄関ホール、アトリウム、窓など、建物全体からもれる明りを考えつつ、多様な光をデザインし、美しい夜景を演出する。



回遊動線となっている低層部、事務所等が入る中高層、アトリウムとなっている大空間など、建築機能に合わせた多様な光のデザインが夜間を彩る (札幌市民交流プラザ・ヒタル)

- ⑤ ライトアップにより昼間とは違った見え方を演出する。



建築デザインを特徴づける柱をライトアップすることで建築デザインを演出する照明計画 (ソラリア西鉄ホテル札幌)



植栽をライトアップして演出 (三井ガーデンホテル札幌)

- ⑥ エントランスを暖かみのある灯りで演出する。



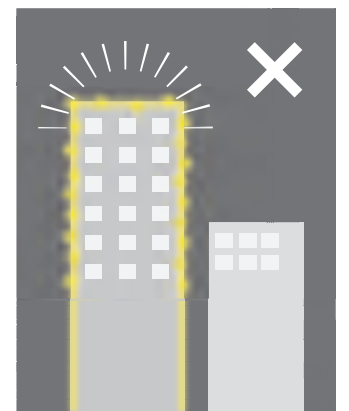
植栽帯やピロティ部分の間接照明により暖かみのある灯でエントランス空間を演出 (札幌市中央区役所)

- ⑦ 照明は建物の外観や植栽になじむ色彩とし、シンプルなデザインとする。



建築外装や舗装と馴染むシンプルな照明灯

- ⑧ 華美な照明は避ける。



建物輪郭をはっきりと照らす華美な照明

- ⑨ 周辺的环境に配慮し、過度に明るいのや、ネオンサインなど激しく動光が変化するものは使用しない。また、グレア等を生じさせない適切な照明とする。

- ⑩ 生態系に影響を与えないよう光量や配光に配慮する。

雪・冬季の景観

景観形成基準

●敷地内に積もる雪も冬の景観をつくる大切な要素であると捉え、雪の美しさを見せることができる仕掛けを設けるよう努める。(1234)

方針番号
E3

●北風や落雪を考慮した建築物の配置や形態、外壁形状等とするよう努める。(910)
●冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、効果的なロードヒーティングの設置などによる良好な歩行環境を確保するよう努める。(5678)

方針番号
E4

ゾーン基準
●都心ゾーン
●誰も建築物や外構、オープンスペース等においてが雪や冬季の景観を楽しむことができる場づくりに努める。(12)
●白い雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップに努める。(3)

方針番号
E3

<配慮事例>

1 降り積もる雪の美しさを見ることができる仕掛けを考える。



ガラス越しに降り積もる雪を眺める工夫(〇〇〇〇〇〇〇)



立体的な庭園にうっすらと雪が被る雪景色(札幌市役所)

2 建物や外構、オープンスペース等で雪や冬の景観を楽しむことができる場づくり



中庭に降る雪景色を楽しむ工夫(コンベンションセンター)



充分な堆雪スペースに積もる雪景色(コンベンションセンター)



雪を残しイルミネーションやイベント、雪遊びを楽しむことのできるオープンスペース(赤レンガプラザ)

3 雪の中で建物や植栽が美しく見える照明計画



針葉樹に積もる雪、イルミネーション、建物のライトアップが雪景色を演出



植栽帯のライトアップが暖かみのある雪景色を演出

4 雪国ならではの樹木の雪囲いも冬季の景観要素となることに配慮する



造景的に美しい植栽帯の雪囲い

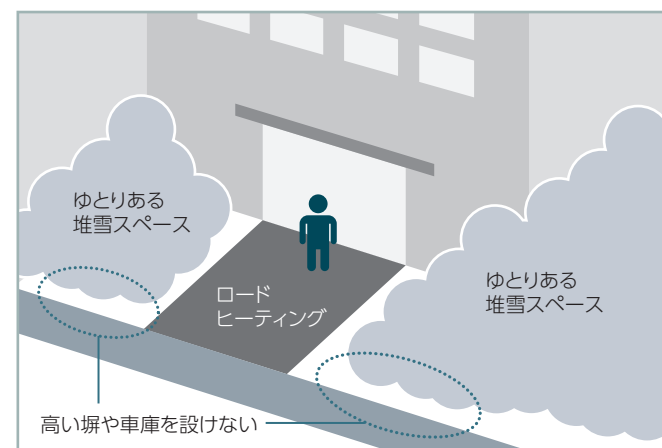


5 低層部の壁面を後退させて、冬期間も快適な歩行者空間を設ける

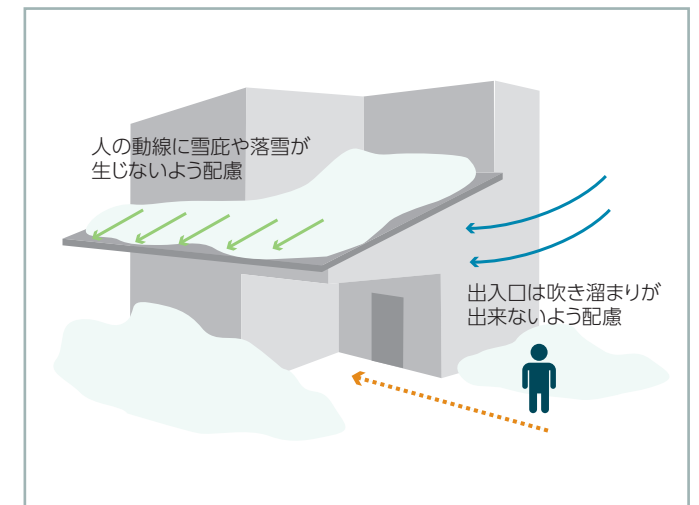


冬季も快適に歩けるピロティ空間(アーバンネット札幌ビル)

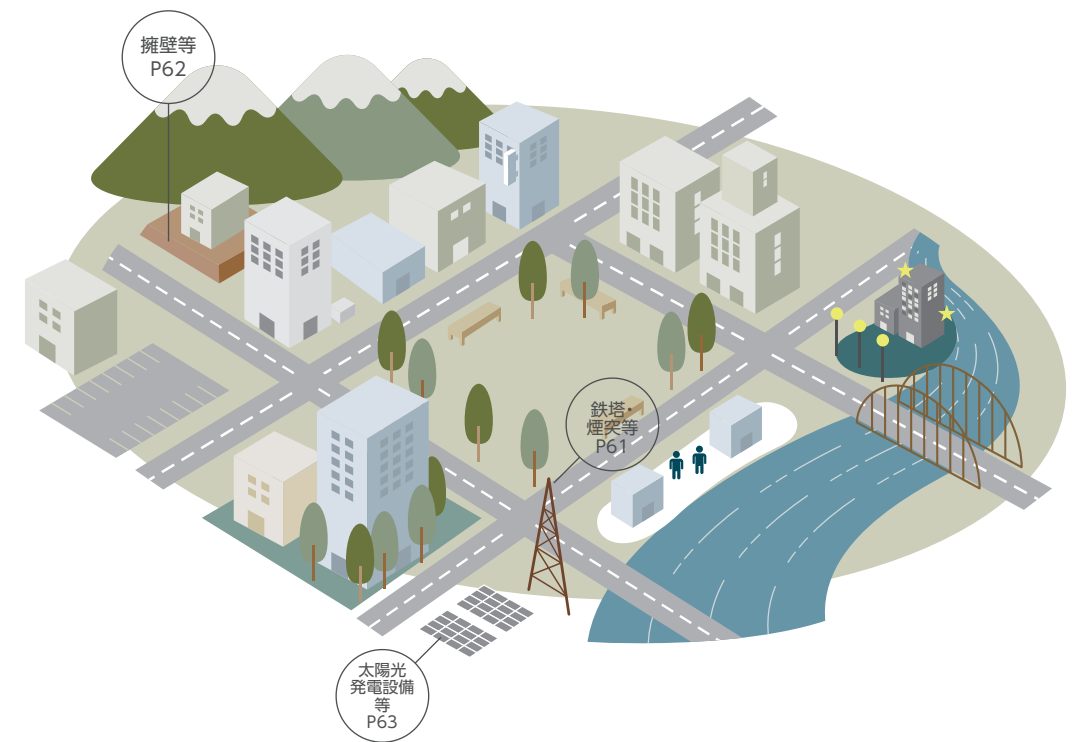
- 6 積雪時の活動を踏まえ、敷地内にゆとりある堆雪スペースを確保する。
- 7 ロードヒーティングを設置するなど、道路側に雪を堆積しないよう配慮する。
- 8 冬期間の排雪に配慮し、道路ぎわに高い塀や車庫を設けない。



- 9 積雪や風向きにも配慮して、人の動線に雪庇や落雪が生じないよう屋根や外壁形状をデザインする。
- 10 吹き溜まりや風向きに配慮して出入口を配置する。



【工作物】 景觀形成基準と 配慮事例



共通

造成

景観形成基準

- 土地の造成を行う場合は、地形の特徴を生かすよう努める。(1)
- 地域に親しまれてきた古木や小さな沢筋などを生かすよう努める。(2)(3)

方針番号
A1
A2

<配慮事例>

1 もとの地形を尊重し、風景の変質を避ける。



トンネル構造物の上部を周辺と連続する緑地として風景の変質を避ける

2 地域に親しまれている古木や既存林を大切にする。
3 補植が必要な場合は、周囲にある樹種を選ぶ。



道路により緑地の分断をエコブリッジで繋げ地域の植生に配慮した緑地を繋げる(札幌ドーム横の羊が丘通)

色彩

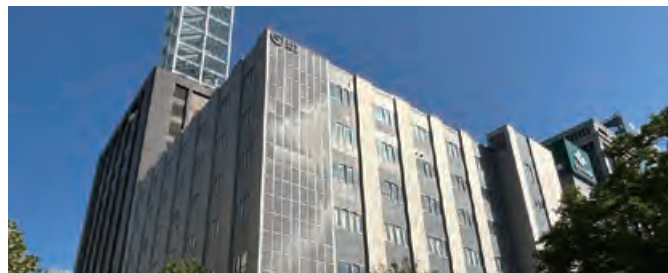
景観形成基準

- 背景となる自然環境や街並みに調和した色彩とする。色彩は別表「色彩景観基準」による。(1)(2)
- 工作物に付帯する柵や設備等は周囲に溶け込むような目立たない色彩とするよう配慮する。色彩は別表「色彩景観基準」による。(3)

方針番号
A1
C1
C2
C6

<配慮事例>

1 色彩は景観色70色とし、周辺との調和に配慮する。
2 主な視点場から見たときの背景に応じて、空や緑、街並み等に溶け込むような色彩を用いる。



背景の空に馴染む色彩に配慮した鉄塔(NTT東日本ビル)

3 工作物に付帯する柵や設備等は周囲に溶け込むような目立たない色彩とする。



背景の空に馴染む色彩に配慮した工作物(北海道電力ビル)

維持管理

景観形成基準

- 適切な維持管理を行う。

方針番号
D2

眺望(重点眺望)

景観形成基準

- 建築物の景観形成基準【さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望】又は【大通公園西3丁目から東方向の眺望】に示す対象範囲を敷地とする場合においては、当該建築物の形成基準について、「建築物」を「工作物」と読み替え準用する。

方針番号
E1

橋りょう・高架橋等

形態

景観形成基準

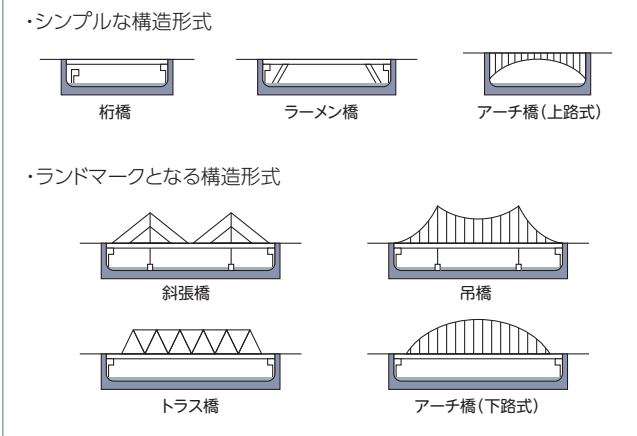
- 構造形式の選定にあたっては、場所性にも配慮する。(1)(2)
- 橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうの連続性をつくるよう配慮する。(3)
- 計画中の橋りょうと近隣の橋りょうが重なりあった時の見え方を考慮したデザインとする。(4)
- 上部工・下部工を一体的に捉えるとともに、桁や地覆、高欄などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。(5)
- 軽やかなデザインの高欄や、橋脚の面分割などにより全体の量感を抑える。(6)
- 場所性を踏まえた橋詰のデザインとする。(7)(8)(9)
- 具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。(10)(11)
- 配管や電気設備等は目立たないよう、全体のデザインの一部とするなど修景するよう配慮する。(12)(13)

方針番号
C1
C2
C3
C6

<配慮事例>

1 周辺状況に合わせて構造形式を選定する。
2 山並みを背景とする場合は、山並みとの調和に配慮する。

3 橋りょうとアプローチ道路は、橋上空間の連続性を持って見えるよう仕上げなどで統一感をもたせる。

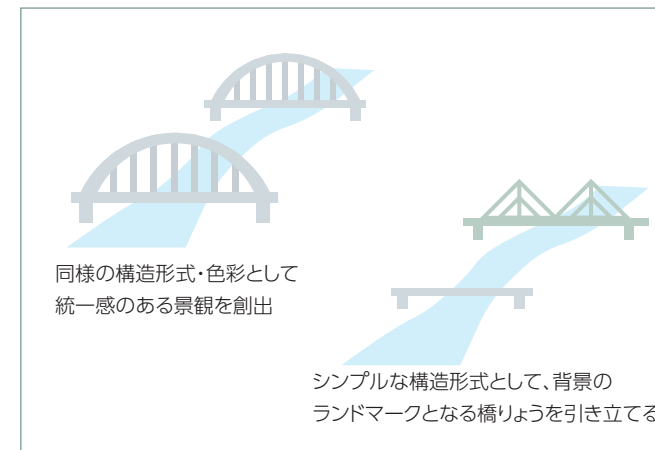


橋を計画する場所性に応じて、ふさわしい構造形式を選択する



橋りょうから続くアプローチ道路との連続性に配慮(幌平橋)

4 隣り合う橋りょうと調和する形態や色などに配慮する。



5 下部工と上部工のデザインを合わせ、一体的に見せる。



橋りょう全体の一体的なデザインに配慮(ミュンヘン大橋)

6 高欄をシンプルなデザインとし量感を抑えるとともに、歩行者等が河川景観を眺められるようにする。

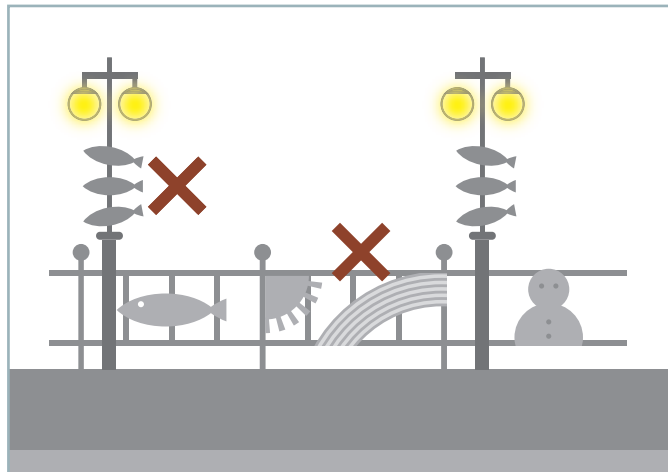
橋りょう・高架橋等

- ⑦ 人通りの多い橋りょうでは、滞留できるような橋詰空間を計画する。
- ⑧ 街並みとの調和を図り橋詰を修景する。



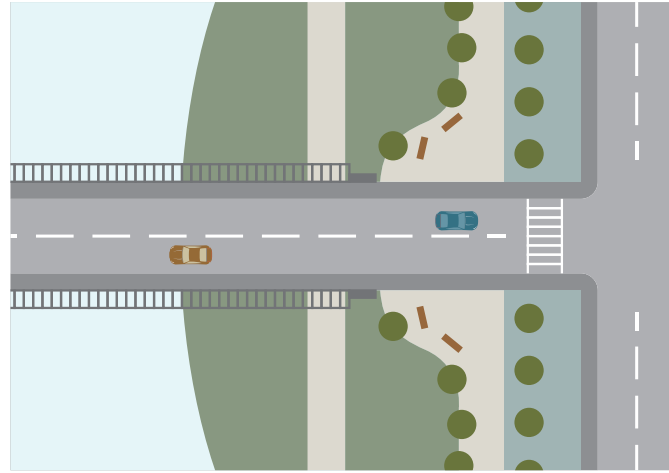
滞留空間を設けた橋詰空間(〇〇〇〇)

- ⑩ 様々なデザインモチーフを用いたり、直線的なデザインの使用は避ける。
- ⑪ 歩道部分の舗装は、過度な模様張りを避け、シンプルなデザインとする。



色々なデザインモチーフをもち込みむと、それぞれが自己主張し、ちぐはぐな橋上空間となってしまいます

- ⑨ 水辺へのアクセスを整備するなど、道路と水辺の結節点となる橋詰空間を創出する。



水辺へのアクセスを整備した魅力的な橋詰空間の計画

- ⑫ 桁下の配管等を橋りょう全体のデザインの一部として見せるなどの工夫をする。
- ⑬ 配管等を橋脚のスリットに埋め、目立たなくするなどの工夫をする。



桁下デザインで配管をすっきりと納めている(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

附帯物等

景観形成基準

- 附帯する案内板、柵、照明柱等のデザインを統一するよう配慮する。(①②)
- 附帯する案内板は集合化するよう配慮する。(③)

方針番号
C1
C2
C3
C6

<配慮事例>

- ① 橋と接続する道路などの周辺も、できる限り付帯物のデザインを統一する。
- ② 付帯物の色彩を橋りょう本体と調和させるなど、全体的な統一感に配慮する。



橋りょうと調和した附帯物のデザイン・色彩(幌平橋)

- ③ 案内板等はできる限り集合化・コンパクト化するとともに、案内板等の柱と照明柱等を共通化するなど、乱雑な印象にならないよう配慮する。



附帯工物と公共サインを一体化することですっきりとした橋上空間になっています

夜間景観

景観形成基準

- ランドマークとなる橋りょうについては、場所の特性に応じて照明により演出するよう配慮する。(①)
- 生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向きなどを考慮した照明とするよう努める。(②)

方針番号
A2
E2

<配慮事例>

- ① ランドマークとなる橋りょうは照明による演出を行う。



ライトアップして夜間を演出(水穂大橋)

- ② 生態系に配慮した光量や配光とする。

ーコラムー

眺望景観や河川景観などが得られる橋では、全体のデザインバランスに配慮しながら橋詰広場や橋上バルコニーを設置し、歩道空間を演出してみましょう。



景観計画区域における景観形成基準<配慮事例・工作物>

鉄塔・煙突等

形態

景観形成基準

- 全体の量感を軽減するよう工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。(12)
- 必要最小限の大きさとする。(3)

方針番号
C1
C2

<配慮事例>

- 1 量感を軽減するディテール処理を施す。 2 構造美を生かした形態とする。 3 可能な限り低いものとする。

色彩

景観形成基準

- 周辺の自然環境や街並みと調和させるため、足元を緑化するなど修景する。(1)

方針番号
A1
C1
C2

<配慮事例>

- 1 足元を樹木や建築物で隠し、低く見せる工夫をする。



足元を緑化してスケール感を緩和しています

附帯物等

景観形成基準

- 周囲に設置する立ち入り防止柵などは、目立たないよう配慮する。

方針番号
C1
C2

- 1 立入防止柵などの附帯物等は緑化したり、目立たない色彩を施す。



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

擁壁等

形態等

景観形成基準

- 歩行者等に対する圧迫感や違和感を軽減するよう、存在感を最小限に抑える造成や十分な緑化を行うよう配慮する。(123)

方針番号
C1
C2
C3
C4

<配慮事例>

- 1 既存地形をできるだけ生かして、擁壁等の長さや高さを抑える。
2 長大な擁壁等は、分割し、緑化するなどして圧迫感を軽減するよう配慮する。



既存地形を生かし擁壁のボリュームを押さえるよう配慮(札幌市立大?)

- 3 大規模な法面等を美しく緑化する。



法面を草花で緑化し圧迫感を軽減(〇〇〇)

附帯物等

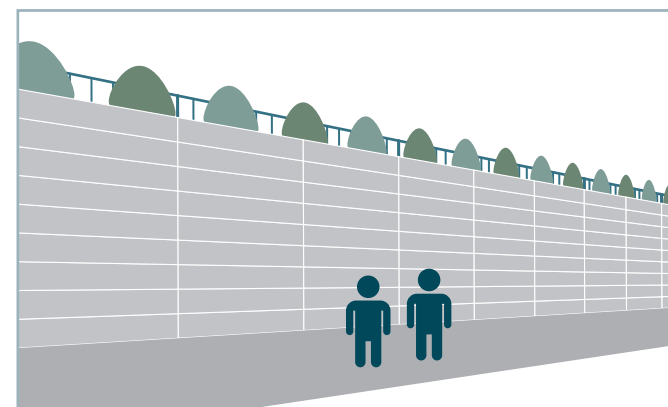
景観形成基準

- 柵や設備等は、目立たないよう配慮する。(12)

方針番号
C1
C2

<配慮事例>

- 1 擁壁に設置する柵や塀は必要最低限の高さとして、周辺景観に配慮する。



必要最低限の高さの柵と緑化による修景

- 2 設備類を擁壁の中に組み込んで目立たなくする。



擁壁の中に設備を組み込み目立たなくする工夫(〇〇〇)

景観計画区域における景観形成基準<配慮事例・工作物>

太陽光発電設備等

配置等

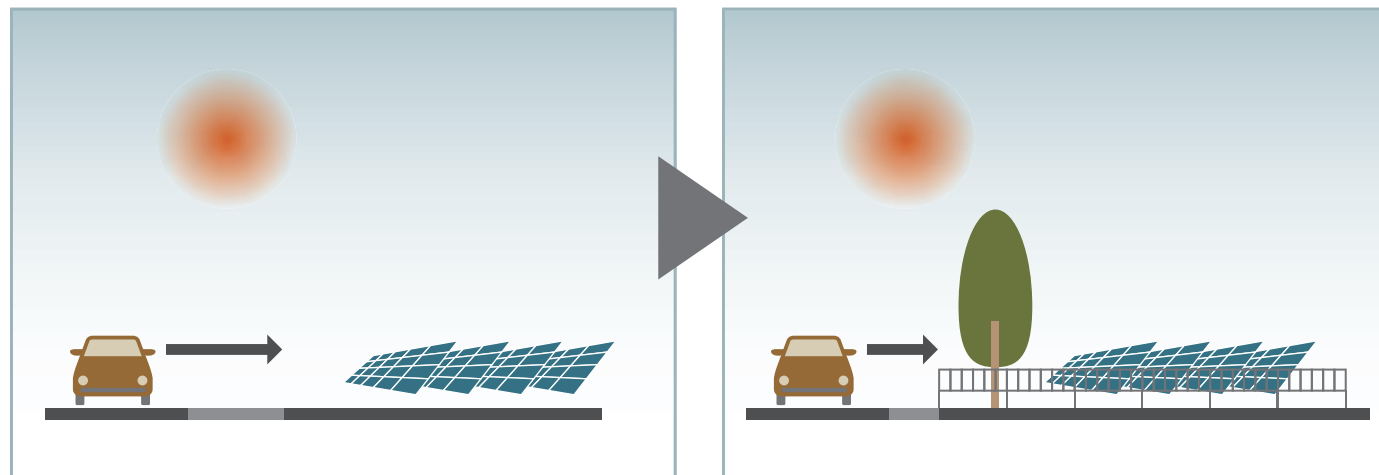
景観形成基準

- 主要な道路や視点場などからの見え方に配慮して配置するとともに、必要に応じて修景を行うよう配慮する。(1 2 3)

方針番号
C1
C2

<配慮事例>

- 1 太陽光パネルは低反射性のものを使用するなど、反射光が市街地等に影響を及ぼさないよう配慮する。
- 2 主要な道路や視点場などから見えないように、目隠しとなるような植栽や柵などを設置する。
- 3 景観資源への近接は避ける。



主要な道路から太陽光発電設備への視線を配慮しない計画

主要な道路からの視線に配慮して、太陽光発電設備を修正した計画

附帯物等

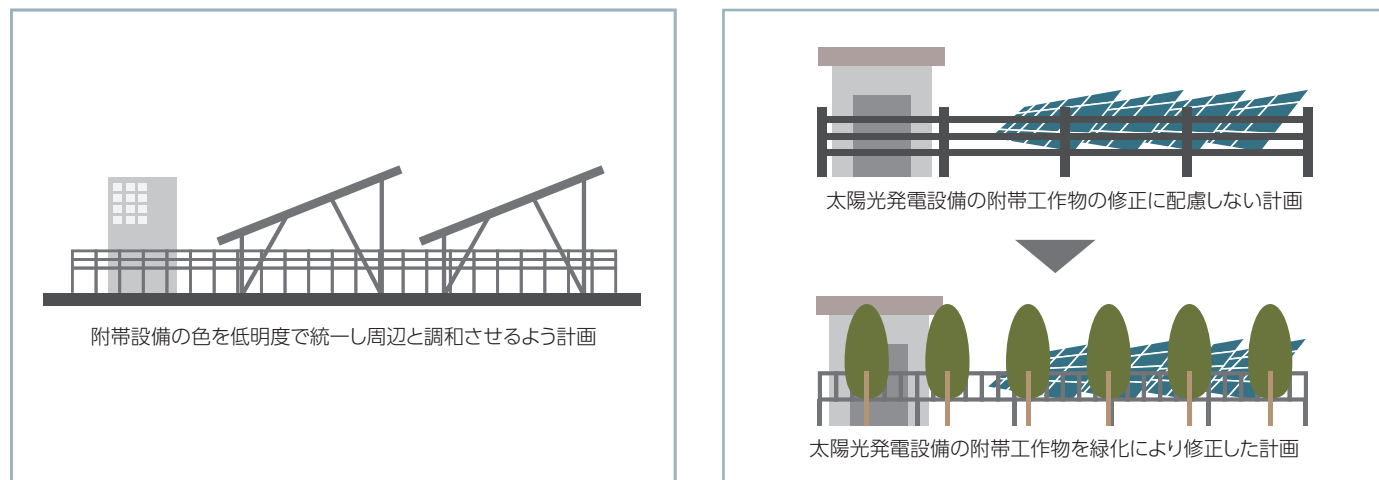
景観形成基準

- 柵や管理用建築物等は、目立たないよう配慮する。(1 2)

方針番号
C1
C2

<配慮事例>

- 1 太陽光発電設備の附帯設備は、低明度で統一するなど、周辺環境と調和した色彩となるよう配慮する。
- 2 柵などを太陽光発電設備等の目隠しとして設置する場合は、緑化したり、周囲と調和するよう修景に配慮する。

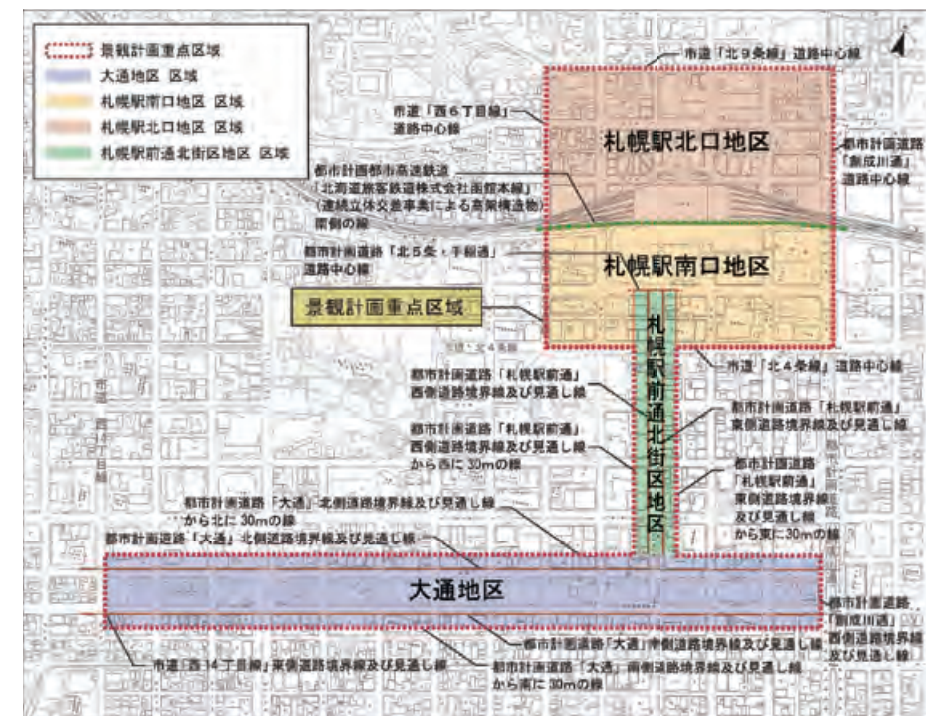


附帯設備の色を低明度で統一し周辺と調和させるよう計画

太陽光発電設備の附帯工作物の修正に配慮しない計画

太陽光発電設備の附帯工作物を緑化により修正した計画

景観計画 重点区域における 景観形成基準

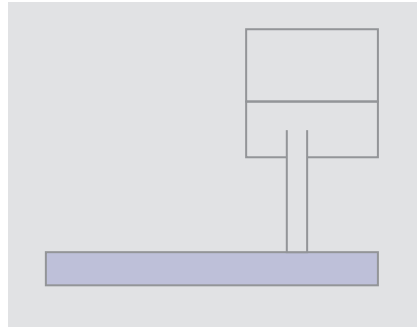


大通地区

<大通地区>

●景観形成方針

1. みどりにあふれた、連続性のある街並み
2. 四季の彩りを生かした、美しい街並み
3. 都市形成の歴史と遺産を生かした、文化性豊かな街並み
4. 市民に親しまれる、開放的でにぎわいのある街並み



法に基づく景観形成基準

- 建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる 色彩の変更
- 土地の形質の変更 ●樹木の伐採又は植栽

建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の壁面は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、歩道と一体感をもったデザイン化や緑化等を行うことにより、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保するよう努める。 ●壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合は軒高は、3メートル以上とする。*運用基準参照 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地いっぱいの大きな壁は、歩行者に圧迫感や威圧感を与えます。道路境界から壁面を後退させてオープンスペースを確保し、ゆとりのある空間をつくりましょう。オープンスペースは、歩道と一体感のあるデザインとし、緑化に努めましょう。 ・壁面後退の距離は、低層部分では3メートル以上とするよう努めましょう。また、1階部分の壁面のみを後退させる場合には、軒の高さを3メートル以上とし、歩道と敷地内には段差をつけないようにしましょう。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。*運用基準参照 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の共同化を図り、廊下機械室 駐車場などを共有することによって、機能面で効率的な活用ができることと、敷地内にまとまった空地が生まれ、大通にゆとりのある空間をつくることができます。建物の共同化や公開的な空地の確保にあたっては、建築制限の緩和や事業の支援など、市街地環境の整備改善を促進するための制度がありますので、有効に活用してください。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ●1階部分には、ショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。 ●シャッターを配置する場合には、ショーウィンドウの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める。 ●車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おしゃれな外観、品のよいウィンドウディスプレイは、人の心をひきつけます。大通にふさわしい用途の建築物の企画や意匠の工夫が必要です。1階部分には、ショーウィンドウや、人々が足を休めるカフェテラス等を設け、歩行者に快適さを与えるようにしましょう。また、休日や夜間の景観にも配慮しましょう。 ・外部建具は、重要な景観要素です。特にシャッターは、ショーウィンドウの内側に設置するか、または、建物内部が見えるようグリルシャッターを使用し、休日や夜間でも開放感や美観を与えるようにしましょう。法的規制によりグリルシャッターが設置できない場合には、大通公園と調和するよう、色彩デザインの工夫が必要です。 ・車の出入口は、敷地条件など、やむを得ない場合を除き、大通公園に面して設置しないようにしましょう。
	外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●公園や周辺の建築物等との調和を図る。 ●あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。 ●なお、色彩は、別記「色彩景観基準」に準じて行う。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁など大きな面積を占める部分の色彩は、公園や街路樹など周辺環境と調和するよう、淡く控えめであたたかみのあるものにしましょう。

建築物	外壁の素材	<ul style="list-style-type: none"> ●汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。 ●道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した材質を使用しましょう。また、道路から見える側面についても、正面と同様の仕上げにしましょう。
	塔屋・屋上設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。*運用基準参照 ●道路から見える位置に配置された屋上設備等は、壁面と調和したルーバー等で目かくしをする。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上の階段室や高架水槽等の設備類は、建築物本体の美観や周囲の景観を考慮し、道路から直接見えない位置に設置しましょう。 ・道路から見える位置に屋上設備を設置する場合には、壁面と調和した色彩デザインのルーバー等で目かくしをするなど、工夫が必要です。やむを得ず道路から見える壁面に、露出する配管や空調等の付属設備を取り付ける場合も、同様に目立ちにくくしましょう。
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ●道路に面したオープンスペースは、植栽を施すとともに、開放的なつくりとなるよう努める。 ●フェンスや石垣等の外柵類は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、緑化に努める。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面したオープンスペースは、歩行者にうるおいとやすらぎを与えるため、緑化し、開放的なつくりにしましょう。フェンス石垣等を設ける場合には、道路境界から後退させ、その後退した部分に植栽等を行いましょう。
建築物・屋外広告物以外の工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外駐車場は、道路側に植栽するなど、景観に配慮する。 ●車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、大通の景観に配慮するため、道路側に植栽等を行いましょう。 ・車の出入口は、敷地条件など、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しないようにしましょう。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機類は、公園に面して設置しないよう努める。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機類を設置する場合には、建築物等の設計段階から設置場所の工夫や大通公園に配慮した色彩計画を行うなど、美観の維持に努めましょう。

景観条例に基づく景観形成基準

- 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転

屋外広告物	共通	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。*運用基準参照 ●発光を伴うものは、動光等の変化をしないものとする。 ●色彩は、多色やげばげばしいものを使用しない。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は、建築物等と同様に重要な景観要素であり、街のランドマークとして市民に意識されるものです。機能上、人目をひくために、げばげばしい色彩やオーバーデザインになりやすいものですが、企業のイメージアップにつながるよう、色彩・デザイン等の工夫が必要です。 ・大通の風致を維持し、建築物全体のイメージを損なわないようにするため、建築物等を設計する段階で、広告物の位置やスペースを確保し、規模・色彩・デザイン等の計画を行いましょう。 ・屋外広告物は小規模なものとし、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、営利を目的とする他家用広告物は設置しないようにしましょう。 ・発光を伴う屋外広告物は、動光等の変化をしないものとしましょう。 ・多色やげばげばしい色彩は、使用できません。
-------	----	---

大通地区

屋外広告物	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、建築物1棟につき1か所とする。 ●原建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。※運用基準参照 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大通の景観や建築物の美観を考慮し、屋上広告物は、建築物1棟につき1か所としましょう。 ・建築物とのバランスを考慮し、極端に大きな規模(面積・高さ等)にならないようにしましょう。 ・下地となる骨組みが露出していると、建築物との一体感が失われ、景観上好ましくありません。広告物あるいは外壁等と同色、同材で囲うなどの工夫が必要です。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ●必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。※運用基準参照 ●窓面広告は、ショーウィンドウ内を除き、原則として表示しない。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <p>〈壁面広告物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に表示する広告は、必要最小限の数面積とし、建築物のイメージを損なわないよう、また、周囲の景観の向上に寄与するよう、色彩・デザイン等に配慮しましょう。 <p>〈面広告物〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓は、建物デザインの重要な要素です。窓面に大きな文字を掲出したり、ポスター類を貼ると、建物の美観が損なわれます。ショーウィンドウ内を除き、窓面には広告を掲出しないようにしましょう。
	突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内にまとめて共同表示するよう努める。 ●文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一するよう努める。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁から突出するそで付き広告は、大通公園へと連続する開放的な空間をつくるため、道路へ突き出さず、敷地内に1か所にまとめて共同表示しましょう。 ・下地や文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一し、建築物や周囲の景観と調和させましょう。

景観条例に基づく景観形成基準に係る運用基準

建築物・屋外広告物以外の工作物	共通	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。 <p>【運用基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けん垂幕の新設、増設は、認めない。
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。 <p>【運用基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ(脚の長さを含む)は、建築物の高さの2分の1以下で、かつ、20メートル以下を目安とする。表示面積は、180平方メートル以下で、1面当たり面積が60平方メートル以下であることを目安とする。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ●必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。 <p>【運用基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は、取付壁面の4分の1以下で、かつ、25平方メートル以下を目安とする。
	突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内にまとめて共同表示するよう努める。 <p>【運用基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置箇所は、建築物の1面につき1か所とし、表示面積は40平方メートル以下で、1面当たりの面積が20平方メートル以下であることを目安とする。 ・突出幅は、取付壁面から1メートル以下を目安とする。なお、道路境界を越える突出は、原則として認めない。 ・可動看板等を道路区域内に設置することは認めない。

法に基づく景観形成基準に係る運用基準

建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3メートル以上とする。 <p>【運用基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退(低層部分のみの場合を含む)が3メートル以下であっても、敷地内(大通公園側)に、敷地の間口に3メートルを乗じて得られる面積以上の有効空地が存在する場合には、3メートルの壁面後退を行ったものとみなすことができる。ただし、この場合における壁面後退の最短部分は、原則として、1.5メートル以上なければならないものとする。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。 <p>【運用基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の間口は、15メートル以上を目安とする。
	塔屋・屋上設備等	<ul style="list-style-type: none"> ●塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。【運用基準】 <p>【運用基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路から見える塔屋の外壁は、建築物本体の正面の外壁と同様の色彩材質とする。

<風致地区の許可申請について>

大通地区はこの他、都市計画法に基づく地域地区の一種である「風致地区」(第1種及び第4種)に指定されています。風致地区内では都市計画法に基づく「札幌市緑の保全と創出に関する条例」により、建築物の建築を行う場合には許可が必要です。なお、許可申請に係る詳細については、建設局みどりの管理課までお問い合わせください。

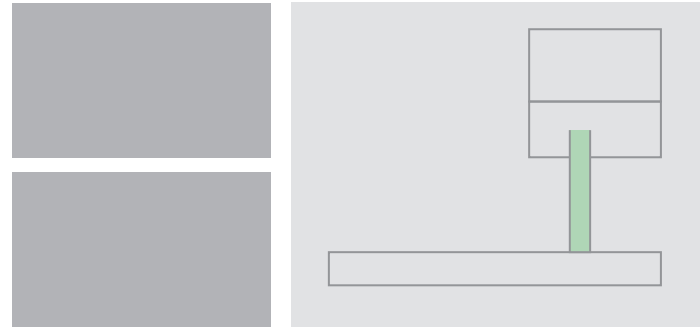
景観保全型広告整備地区の内容 要更新

札幌駅前通北街区地区

<札幌駅前通北街区地区>

●街並みの目標像

1. 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み
2. 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み
3. 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み
4. メインストリートとして品格のある街並み



景観形成方針及び景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
<p>①都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み</p>	<p>1-1</p> <p>札幌駅前通の景観特性に配慮する</p> <p>札幌駅前通の景観特性に配慮する札幌駅前通は、都心の格子状の道路のなかでも、ゆとりのある幅員と、3列の並木による豊かな緑が特徴となっている。また、沿道の建築物の高さがほぼ道幅に近いスケールでそろっており、風格を感じさせる街並みの壁面が形成されているこうした景観要素により、札幌駅前広場からの見通し景(ビスタ)が効いた統一感のある通りとなっている。</p> <p>ビスタの効いた通りは、連続性のある強い印象を与える一方で、単調になりがちな面もあるが、札幌駅前通では、道庁赤レンガをアイストップとしたイチョウ並木をはじめ、一定の間隔で道路が交差することにより視界が開け、景観の変化を味わうことができる。</p> <p>今後、土地利用が高度化し、新たなスカイラインが形成されていくことが考えられるが、街並みの統一感や辻ごとの変化を大切にすることが必要である。</p>	<p>●中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする。</p>
	<p>1-2</p> <p>落ち着いた色彩計画により、周辺との調和に配慮する</p> <p>札幌駅前通の街並みは、落ち着いた色調の建築物からなり、通りには道庁赤レンガを意識した素材や色の使用も見られる。こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの囲われ感を活かし、周辺と調和した落ち着いた色彩計画とすることが大切である。</p>	<p>●建築物等は、別記「色彩景観基準」(4)札幌の景観色70色と、その近似色(限界色票参照)とし、周辺との調和に配慮した色彩計画とする。ただし、レンガや札幌軟石などの自然素材を調色せず使用する場合はこの限りでない。</p> <p>●建築物の表情に変化を与えるアクセントカラーは、低中層部で使用し、色数や面積を抑える。</p>

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
<p>②歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み</p>	<p>2-1</p> <p>低層部は、連続したにぎわいを感じられるよう配慮する</p> <p>歩行者の目線に触れやすい低層部の表情は、にぎわい感がある街並みを形成するうえで重要な役割を果たす。低層部に商業・飲食施設などを配置する場合は、建築物内部のにぎわいを感じられるよう、開放性を演出することが大切である。一方、業務施設等は営業時間外に閉鎖的にならないよう、通りの連続したにぎわい感の演出が求められる。</p> <p>また、街並みににぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。</p> <p>低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいを感じられるよう配慮することが大切である。</p>	<p>●建築物の2階以下で分化し、低層部は周辺との連続性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>●低層部に設ける開口部は、開放性の確保やショーウィンドウの設置など、機能に応じて配慮した形態意匠とする。</p> <p>●ショーウィンドウなど開口部から発せられる光、壁面やオープンスペース等の照明により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。また、落ち着いた光や建築物の素材等を活かした照明計画に配慮する。</p> <p>●自動車の出入口は、札幌駅前通に面して設置しない。ただし、障がい者用の駐車スペース等はこの限りでない。</p>
	<p>③様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み</p>	<p>3-1</p> <p>オープンスペースを活用し、様々な活動が行われるよう配慮する</p> <p>都市の魅力は、街並みや建築物等の美しさだけでなく、訪れた人々がまち歩きをしたり、休憩、読書や軽食をしたり、人の流れや動きを楽しんだりといった様々な活動の展開により、豊かな時間を過ごせることからもつくり出されていく。</p> <p>人々のまちなかでの様々な活動により、新たな都市文化が育まれるよう、道路と建築物の中間領域にオープンスペースを設け、演出することが大切である。</p>

札幌駅前通北街区地区【街並みづくりの手引き】



- 札幌駅前通北街区地区については、以下の内容を解説した手引きをご用意しています。
1. 札幌市景観計画における「景観計画重点区域」について
「街並みの目標像」、目標像を実現するための「建築物等の整備の指針」、指針を達成するための「行為の制限」の解説
 2. 札幌市と沿道の地権者・テナントのみなさんが共有する「街並みづくりにおいて配慮すべき事項と参考例」
 3. 景観計画以外の「街並みづくりに関するルール」
「地区計画」や「景観保全型広告整備地区」のルールの解説

※この手引きはホームページからダウンロードできます。詳しくは、地域計画課までお問い合わせください。
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/keikanhou/zyutenkuiki/zyutenkuiki.html>

札幌駅前通北街区地区

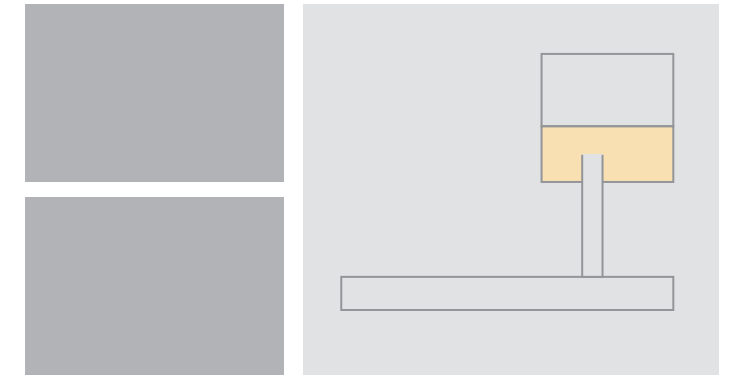
良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
④メインストリートとして 品格のある街並み	<p>4-1</p> <p>品格ある街並み形成のため、 質の高い形態意匠とするよう配慮する</p> <p>札幌駅前通は、札幌の玄関口である札幌駅前広場からのメインストリートであり、この通りの景観は、札幌のイメージに及ぼす影響が大きい。</p> <p>品格ある街並みを形成していくために、札幌駅前通沿道及び札幌駅前広場に面する建築物等の形態意匠の質を高めることが重要である。</p> <p>このため、札幌駅前広場からの広がり感や空間の連続性に配慮するとともに、目新しさや話題性を形態意匠の掘りどころとせず、経年変化にも陳腐化しない形態意匠とすることが大切である。</p>	<p>●建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする。</p> <p>●札幌駅前広場に面する建築物は、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。</p>
	<p>4-2</p> <p>広告物は、街並みの品格を損なわないよう 掲出方法に配慮する</p> <p>広告物は、施設の案内誘導等や街並みにぎわいを演出する役割をもつ一方、掲出方法によっては乱雑な印象を与えるおそれがある。</p> <p>このため、街並みの品格を損なわないよう、広告物の掲出方法に配慮することが大切である。</p>	<p>●ショーウィンドウ等の内部の掲出物は、質の高いデザインとするよう配慮する。また、窓等のガラス面の内部には広告物を掲出しない。</p>
	<p>4-3</p> <p>無機質になりがちな付帯設備等は、 形態意匠や位置等に配慮する</p> <p>塔屋・屋上設備等は、必要な機器である一方、その形態意匠は無機質になりがちである。また自動販売機は、設置位置によって乱雑な印象を与える。</p> <p>このため、これらの付帯設備等は、本体建築物と一体となるように形態意匠や設置位置に配慮することが大切である。</p>	<p>●塔屋・屋上設備等は、札幌駅前広場及び前面道路から直接見えない位置に配置する。やむを得ず前面道路から直接見える位置となる場合は、建築物の壁面と一体となった目隠し等を設ける。この場合、目隠し等の高さは10メートルを超えないものとする。</p> <p>●自動販売機等は、建築物と一体となるように設置するとともに札幌駅前広場及び札幌駅前通に正面を向けて設置しない。</p>
	<p>4-4</p> <p>景観の維持管理に努める</p> <p>良好な景観の形成には、建築当初の質の高さを維持していくことが必要である。このため、建築物や敷地内の植栽等を、適切に管理することが求められる。</p> <p>また、建築物除却後の更地は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理を行うよう努めることが大切である。</p>	<p>●より良い景観形成のため、土地所有者等は周辺と協調して、土地・建築物の維持管理に努める。</p>

札幌駅南口地区

<札幌駅南口地区>

●景観形成方針

1. 緑豊かで四季の彩りにあふれる街
2. すべての人に開かれた、魅力的で活気とやすらぎのある街
3. 文化のかおり高い、美しく洗練された空間を共有できる街



法に基づく景観形成基準

- 建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
- 土地の形質の変更 ●樹木の伐採又は植栽

広場の演出	<p>●駅前広場は、活気とやすらぎに満ちた人の広場として、出会い・集い・語らい・憩い・楽しむことができるよう演出する。</p> <p>【景観形成基準の説明】</p> <p>・駅前広場は、広々とした開放感に満ちたオープンスペースです。広場から見える空はより美しく、緑を感じ、四季を通して賑わいやうるおいを感じられるようにしましょう。また、楽しさの発信拠点として、駅前広場へ行くこと自体が目的となるような魅力ある空間にしましょう。</p> <p>・駅前広場では、市民や企業や街を訪れる人の新しい交流の場、情報発信の場として、多様なニーズに応えられるようにしましょう。</p> <p>・新たな都市文化を生み出すよう、季節ごとの特色を生かした取り組みや芸術活動・文化活動に活用していきましょう。</p>
	<p>●駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。</p> <p>【景観形成基準の説明】</p> <p>・低層部の壁面線を道路境界から後退させて歩道と一体的なオープンスペースをつくりだし、夏も冬も快適な歩行者空間を確保しましょう。</p> <p>・隣接する建物と連続したオープンスペースやポケットパークは、憩いの空間を効果的に演出し、広場や通り仲通りに魅力的なアクセントとなります。</p> <p>・街角は視線が集まり、注目される場所です。角地にはゆとりのある魅力的な演出をしましょう。</p>
敷地・緑化計画 建築物等	<p>●歩行者にうるおいとやすらぎを与えるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物等との調和を図る。</p> <p>【景観形成基準の説明】</p> <p>・歩行者から見た植栽の配置や歩きやすさに配慮しましょう</p> <p>・駐車場等のサービス施設周辺は積極的に緑化修景に努めましょう。</p>
	<p>●街区全体に緑があふれるよう、オープンスペースの緑化の他、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。</p> <p>【景観形成基準の説明】</p> <p>・屋上や壁面への緑化、窓辺やデッキ等での緑の演出により、街の表情を豊かにしましょう。</p>
	<p>●四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮する。</p> <p>【景観形成基準の説明】</p> <p>・樹種の組み合わせやその配置等を工夫すると季節感を強く感じることができるようになります。また、高木や樹木を寄せ植えをするとシンボル性が増し、木陰も生まれ、人々が憩える場所になります。</p>

札幌駅南口地区

建築物等	形態	<p>●駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・壁面の後退や、立面の分節化などにより、圧迫感を軽減しましょう。 ・軒の高さをそろえるなどデザイン的に連続感をもたせることにより、スカイラインを美しく表現しましょう。</p>
		<p>●駅前広場からの空間の連続性を図るよう、隣り合う建築物の低層部の軒高、壁面線、敷地際のしつらえに配慮する。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・周辺の建築物と低層部の軒高や外壁の形態 素材を合わせるなど、空間の連続性を演出しましょう。 ・隣合う建築物との間に狭い隙間が生じた場合は、そで壁等目かくしで目立たないようにしましょう。 ・歩道や連続するオープンスペースとの敷地際のしつらえに配慮しましょう。</p>
		<p>●歩行者が楽しさとやすらぎを感じられるよう、低層部にはショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等の設置に努める。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・おしゃれで楽しさあふれるウィンドウディスプレイは人の心をひきつけ、広場や通り仲通りから見えるカフェテラス・レストラン等は、人々が足を休ませ、街の風景をつくりだします。</p>
		<p>●歩行者が文化・芸術にふれられるよう、低層部にはギャラリー・モニュメント・オブジェ等の設置に努める。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・広場は、未来に飛躍する札幌をイメージし、駅前通りの並木の連続性や札幌の玄関口としてのゲート性を表すようデザインされています。設置されるアートやストリートファニチャー等は、広場からのつながりや広がり大切にデザインしましょう。</p>
		<p>●低層部の開放感を演出し、閉店後も歩いて楽しくなるようしつらえる。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・ショーウィンドウ等は閉店後もライトアップするなどの配慮をしましょう。</p>
		<p>●歩行者空間は、四季を通してすべての人が移動しやすいよう、形態や材質段差解消等に配慮する。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・歩行者空間は、車椅子でも移動しやすいよう緩やかなスロープでつなぎ、また、歩行面は滑りにくい仕上げにしましょう。 ・車の出入口は、歩行者動線に配慮した位置になるよう設置しましょう。</p>
		<p>●目新しさや話題性でデザインするのではなく、時間とともに建築物等の味わいを深め、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・華美な装飾は避け、飽きのこない持続可能なデザインを目指しましょう。</p>
		<p>●窓等のガラス面には、広告物等を掲出ししない。ただし、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に確保されているなど、良好な景観を損なわないものは除く。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・ガラス等の透明感のあるものは、その美しさを損なわないようにしましょう。</p>
		<p>●外壁の色彩は、周囲との調和や、連続する街並みに配慮する。 ●外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方を。 ●外壁の材質は、駅前広場や通りの質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。 ●なお、色彩は、別記「色彩景観基準」に準じて行う</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・外壁の色彩は、自然環境との調和に配慮し、周囲の樹木の緑の彩度を超えない範囲にしましょう。また、緑や雪に調和するよう、できるだけ明るいトーンにし、広場や通り・仲通りとの調和を図りましょう。中高層部は、低層部よりも高明度低彩度に調整しましょう。</p>
		外壁の色彩・材質

建築物等	塔屋・附帯設備等	<p>●駅前広場や通りから見えないように計画する。 ●縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ●スカイラインを乱さない形状とする。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・塔屋、屋上設備、倉庫、ごみ集積場等は、できるだけ建築物本体と一体的に計画しましょう。駅前広場や通り、仲通りから見える位置に計画する場合は、壁面と一体にデザインされた目かくし等で建築物等との調和を図りましょう。</p>
	夜間景観	<p>●夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・建築物の形態や外壁の素材 装飾等、その特徴を生かした照明計画に努めましょう。 ・暖かみのある照明で演出しましょう。 ・光源が直接見えないよう間接照明にしましょう。</p>
	仮設物等	<p>●仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、別記「色彩景観基準」に準じて行う。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・仮囲い等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものです。殺風景になりやすく、また、歩行者にとって目に付く存在です。建築物等と同様の配慮をし、工事中の美観保持に努めましょう。</p>
	自動販売機	<p>●自動販売機類は、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、駅前広場や駅前通に面して設置しない。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・設置場所の工夫や周囲の美観に配慮した色彩計画を行うなど、周辺との調和を図りましょう。</p>
維持管理	景観の	<p>●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理を進めましょう。</p>

景観条例に基づく景観形成基準 ●建築物等の除却

建築物等	仮設物等	<p>●仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、別記「色彩景観基準」に準じて行う。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・仮囲い等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものです。殺風景になりやすく、また、歩行者にとって目に付く存在です。建築物等と同様の配慮をし、工事中の美観保持に努めましょう。</p>
維持管理	景観の	<p>●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理を進めましょう。</p>

屋外広告物の届出について

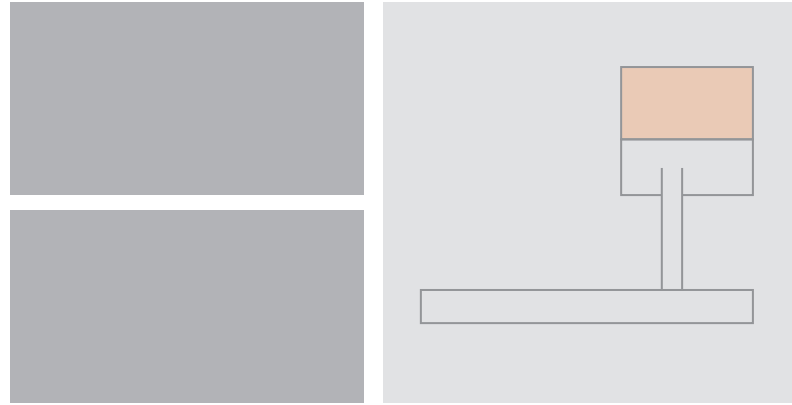
札幌駅南口地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全 広告整備地区」にも指定されています。この地区内で屋外広告物に関する行為を行う場合は、屋外広告物条例に基づく許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとします。屋外広告物の許可申請に必要な書類に現況カラー写真(敷地及び周辺の状況を示すもの)、配置図、完成予想図を添え、区の土木部維持管理課に許可申請を行ってください。

札幌駅北口地区

<札幌駅北口地区>

●景観形成方針

1. 緑豊かで、四季の彩りを生かした街
2. すべての人に開かれた、やさしく魅力的で活気にあふれる街
3. 文化のかおり高く、やすらぎのある空間を共有できる街



法に基づく景観形成基準

●建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
●土地の形質の変更 ●樹木の伐採又は植栽

建築物等	敷地緑化計画	<p>●歩行者の視線レベルにある建物の低層部を開放的に計画し、ゆとりある歩行者空間が得られるよう、建築物等の配置に配慮する。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・低層部の壁面線を道路境界から後退させて、歩道と一体的な空地をつくりだし、夏も冬も快適な歩行者空間を確保しましょう。 ・街並みを重視し、建物の連続性に配慮しましょう。 ・隣接する建物と連続した空地やポケットパーク等は、通りの魅力的なアクセントとなります。＊ポケットパーク：街なかにあるちょっとした憩いの空間 ・街角は多くの人が行き交い、目につきやすい大切な場所です。街角空間にはゆとりと美しさを感じられるようなデザインを心がけましょう。</p>
		<p>●うるおいとやすらぎが得られるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、道路側の空地は、地区周辺の緑と連続した緑化に努める。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・周辺にある創成川や北大の緑につながるように、道路沿いの空地を植栽するなど、心地よい連続した緑化に配慮しましょう。 ・住宅では庭園計画や植木鉢の設置等、植栽に配慮しましょう。 ・駐車場や附属施設等の周囲は積極的に緑化修景に努めましょう。</p>
		<p>●街区全体に緑があふれるよう、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・街路樹や空地の緑化だけでなく、屋上・壁面・窓辺の緑化等によって、街の表情を豊かにしましょう。</p>
		<p>●四季の彩りが楽しめるよう、植栽の種類や配置に工夫し、建築物等との調和を図る。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・樹種の組み合わせやその配置等の工夫によって、折々の季節感を感じることができます。 また、樹木を寄せ植えると街並みの象徴性が増し、木陰も生まれ、人々の憩いの場となります。</p>
建築物等	形態	<p>●中高層部の圧迫感を軽減し、隣り合う建築物等とのスカイライン・低層部の軒高・壁面線等の連続性や敷地際のしつらえに配慮する。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・中高層部の壁面線を低層部より後退（＝立面の分節化）させること等によって、圧迫感を軽減することができます。 ・通りに面する部分の軒の高さをそろえ、立面を分節化するなど視覚的な連続性をつくることによって、建物と空との境界線を美しく見せることができます。また、低層部の外壁の形態や素材は周辺との調和を図り、視覚的に連続するよう心掛けましょう。 ・隣り合う建物間に狭い隙間が生じる場合は、そで壁や植栽等の目かくしで街並みが連続するようしましょう。</p>

建築物等	形態	<p>●低層部に開放感が得られるよう計画し、歩行者が休息できるベンチやカフェテラス等の設置に努め、歩いて楽しい空間を計画する。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・おしゃれで洗練されたウィンドウ装飾により、街を楽しく歩くことができます。通りに面した画廊・カフェテラス・レストラン等は、人々が足を休ませ出会い語らう居心地のいい街の風景をつくりだします。 ・造形作品やベンチ等を設置することによって、楽しく魅力的なゆとり空間が生まれます。歩行者動線に配慮して設置しましょう。</p>
		<p>●歩行者空間は、四季を通して移動しやすいよう、段差をつくらず、また、形態や材質等に配慮し、連続性を大切に計画する。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・歩行者空間は、車椅子でも移動しやすいように段差を解消し、歩行面は滑りにくい仕上げにしましょう。 特に、歩道のデザインは連続性と調和に配慮しましょう ・車の出入口は、歩行者動線に配慮した位置に設置するようしましょう。</p>
		<p>●歳月とともに建築物等が風格を増し、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・目新しさや話題性に感わされず、派手な装飾は避け、飽きのこないデザインを目指しましょう。</p>
	外壁の色彩・材質	<p>●窓等のガラス面には、広告物を掲出ししない。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・ガラス面の内側から切文字を貼り付けたり、ポスター等でふさいだ窓等は見苦しいものです。透明感のあるガラス等は、その美しさを損なわないようにしましょう。ただし、ショーウィンドウや掲示場所として計画的に用意された場所等、良好な景観を損なわないものは除きます。</p>
		<p>●外壁の色彩は、周囲との調和や、街並みに配慮する。 ●外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。 ●外壁の材質は、周囲の質感・素材感との調和を心がけ、汚れの目立たない工夫をする。 ●なお、色彩は、別記「色彩景観基準」に準じて行う。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・外壁の色彩は、自然環境との調和に配慮し、周囲の樹木の緑の彩度を超えない範囲にしましょう。また、緑や雪に調和するよう、できるだけ明るい色調にし、調和を図りましょう。中高層部の色彩や材質に変化を持たせる場合は、低層部より高彩度・低彩度にしましょう。</p>
		<p>●塔屋・屋上設備附属建築物等</p> <p>●通りから見えないように計画する。 ●縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ●建物自体のスカイラインを乱さない形状とする。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・塔屋、屋上設備、倉庫、ごみ集積場等は、建築物本体と一体で、平面的にも立面的にも突出しないように計画しましょう。やむを得ず通りから見える位置に計画する場合は、壁面と一体にデザインされた目かくし等で建築物等との調和を図りましょう。</p>
夜間景観	<p>●昼とは異なる魅力的な夜間景観を計画するよう努める。</p> <p>【景観形成基準の説明】 ・建築物の形態や外壁の素材・装飾等、その特徴を生かした照明を計画しましょう。 ・雪の中でも暖かみのある照明を計画しましょう。 ・高輝度の光源が直接見えないようにするなど、環境に配慮した適切な照明を計画しましょう。 (参考：光害防止制度に係るガイドブック) 平成13年9月 環境省、同省ホームページに掲載)</p>	

札幌駅北口地区

建築物等	自動販売機類	<ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機類は、街並みや空間の連続性に配慮し、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、通りに面する場所に露出して設置しない。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物との調和や空間の連続性を損ない、設置場所によっては歩行者が円滑に通行できなくなるので、通りに面する場所に露出して自動販売機類を設置しないようにしましょう。 ・自動販売機類の設置を計画するときは、歩行の支障とならないよう敷地内に取り出し場所を設け、壁面と一体にデザインされた目かくしの設置やガラス越しに見せるなどにより、街並みや建築物等との調和を図ることができます。また、同時に設置する使用済容器回収箱についても、同様の配慮をしましょう。
	電線類	<ul style="list-style-type: none"> ●美しい街並みに配慮し、電線や電柱等は地中化するよう努める。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街並み景観を阻害している要因の一つに電線や電柱類があげられます。それらを地中化することによって、美しい街並みが形成されるだけでなく、安全で利用しやすい歩行者空間となります。
	仮設物等	<ul style="list-style-type: none"> ●工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、別記「色彩景観基準」に準じて行う。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮囲いや臨時的な防護等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものです。殺風景になりやすく、歩行者の目に付きやすいため、建築物等と同様に美観保持に努めましょう。
景観の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理に努めましょう。 	

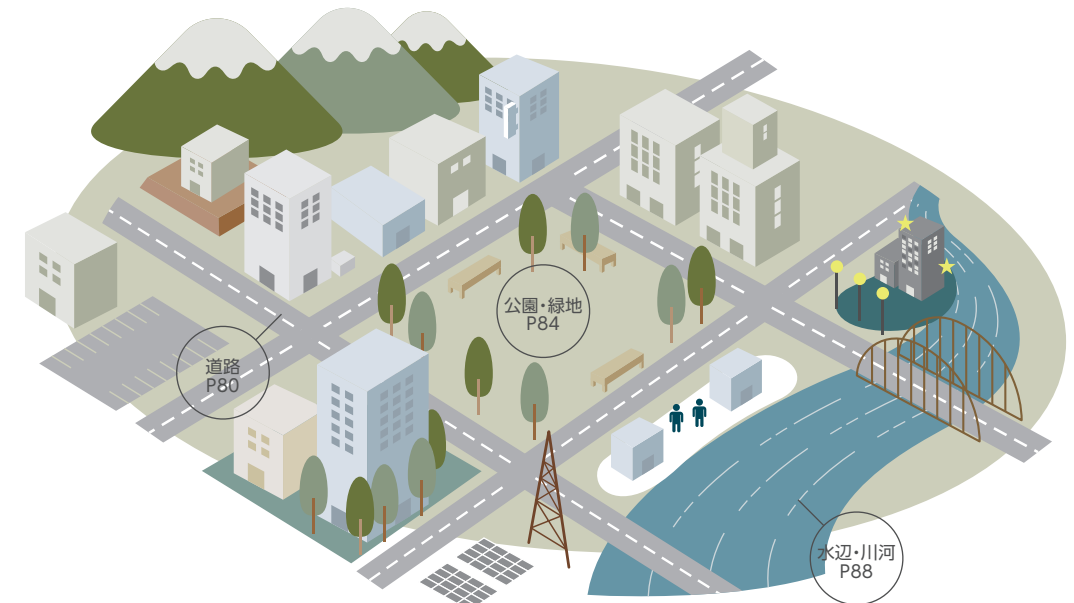
景観条例に基づく景観形成基準 ●建築物等の除却

建築物等	仮設物等	<ul style="list-style-type: none"> ●工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、別記「色彩景観基準」に準じて行う。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮囲いや臨時的な防護柵等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものです。殺風景になりやすく、歩行者の目に付きやすいため、建築物等と同様に美観保持に努めましょう。
	景観の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。 <p>【景観形成基準の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理に努めましょう。

屋外広告物の届出について

札幌駅北口地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告」にも指定されています。この地区内で屋外広告物に関する行為を行う場合は、屋外広告物条例に基づく許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとします。屋外広告物の許可申請に必要な書類に現況カラー写真(敷地及び周辺の状況を示すもの)、配置図、完成予想図を添え、区の土木部維持管理課に許可申請を行ってください。

公共施設等の景観デザイン



景観デザインの基本的な考え方

公共施設等の景観デザインを考える10の基本姿勢

公共施設等は、景観の基調として都市景観の形成を先導していかなければなりません。公共施設等の景観デザインを考える上で大切な10の基本姿勢を念頭に、品格と魅力をそなえ、時間とともに成熟する「さっぽろ」ならではの景観を先導して形成しましょう。

10の基本姿勢 景観デザインを考える

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 総合性……全体と部分が調和していること | ⑥ 環境性……土地の環境に過大な負荷をかけないこと |
| ② 連続性……時間、営みが景観要素とつながっていること | ⑦ 安全性……安全とともに安心感を与えること |
| ③ 公共性……公共も民間も共に考えること | ⑧ 経済性……建設費と維持管理費などが経済的であること |
| ④ 地域性……その土地らしい個性があらわれていること | ⑨ 機能性……必要な機能を十分に満たしていること |
| ⑤ 普遍性……時間の経過と共に美しくなること | ⑩ デザイン性……デザインの原理に即していること |

『ランドマーク・造景要素』となる公共施設等と、『素地・背景』となる公共施設等を見極め、メリハリのある景観デザインを行いましょ

公共施設等には、さまざまな用途や規模があります。

また、住宅地の近隣の道路や公園、都心の駅前通や大通公園、公営住宅とコンサートホールでは、それぞれの役割に違いがあります。多くの人が集ったり、象徴的な公共施設等は、『ランドマーク・造景要素』として捉えることができ、都市や地域のイメージをつくる大きな役割を果たします。一方で、日々の生活を支える身近な環境や、『ランドマーク・造景要素』を取り囲む周りの環境は、『素地・背景』として捉えることができます。公共施設等のデザインを行う際は、『ランドマーク・造景要素』と『素地・背景』となる公共施設等を見極め、それぞれの役割にふさわしいデザインを行い、メリハリのある「さっぽろ」らしい魅力的な街なみをつくりましょう。



『素地・背景』と『ランドマーク・造景要素』の公共施設等の例と本章で扱う公共施設等

	素地・背景	ランドマーク・造景要素	
道路	一般的なもの (北一条通)	特に多くの人利用する道路「図」となる他の公共施設等と一体となり景観を形成するもの (北3条通 (赤レンガ))	本章で解説します
公園・緑地	地域や近隣を利用圏域とするもの (真駒内墳公園)	都市全域を利用圏域とするもの (大通公園)	
河川・水辺	手つかずの自然のもの 治水・利水が主な機能となるもの (月寒川)	公園の親水空間や河川敷の運動施設など多くの人が集まるもの。ダムや水源など (鴨々川)	
橋りょう	道路の延長となる一般的なもの (発寒橋)	地域のランドマークとなるもの 周辺景観の中で特徴的な景観を形成するもの (水穂大橋)	P00～参照
公共建築物	主に利用者の限定されるもの (月寒団地)	誰もが利用するパブリック性の高いもの 札幌コンサートホール (kitara)	P00～参照

「道路」の景観デザイン

沿道の快適空間を創出する

道路は、人や車の通行機能や、通風や日照の確保など、さまざまな機能を持っていますが、生活者や旅行者など、日常生活との関わりが大きいため、その質が都市の景観水準を決めるといっても過言ではありません。車や歩行者からの視点だけでなく、地域住民の生活者の視点など、さまざまな角度からの見え方を捉え、車道部や歩道部などのデザインを検討することが大切です。地域の景観要素や公園や河川の緑とつながりなど、沿道の景観形成を先導する優れたデザインをしましょう。沿道のみならず緑の創出や屋外広告物などを整理するなど、協働で札幌のまちの品格をより高めましょう。

○道路の「素地・背景」と「ランドマーク・造景要素」の例>



景観形成の土台となる道路は、景観の基盤としての役割を持つため、その多くは『素地・背景』となります。しかし、都市や地域のイメージを形づくる上で大きな役割を持つ、駅前の広場や通りなど、特に多くの人利用する道路、歴史的な建築物や大和ハウス プレミストームなどの誰もが利用する公共建築物を囲む道路、大通公園や円山公園などの広域的に人が利用する公園を囲む道路などは、『ランドマーク・造景要素』となります。

デザイン手法

（道路の形）

【地形を生かした道路線形とする】

- 地域の個性を演出するために、山麓地や丘陵地の地形、また、平地における微地形を考慮する。
- 人々に方向感覚を与え、また愛着の持てる景観づくりを行うため、周辺の山々など、地域の景観資源の見え方を考慮する。

【地形の改変の際は自然に配慮する】

- 自然景観や生態系の分断が最小限になるよう、切土や盛土は、地形の改変を極力抑えたとともに、やむを得ず改変した部分については、動物や植物の生態系を守るつくりとする。
- 法面や擁壁面は、できる限り低く抑え、形態を分節化、分割化することで圧迫感を軽減し、緑化により自然景観になじませたり、自然が復原しやすいようゆるやかな勾配にするなど工夫する。
- トンネルを設ける場合は、地形の改変が少なく、自然景観になじむ突出型の出入口とし、入口壁面への自然景観と調和しない華美な装飾は極力避ける。

【歩道は歩きやすい断面構成とする】

- 沿道の土地利用や交通量を踏まえつつ、街路樹の配置を考慮したゆとりのある道路幅員を確保する。
- 両側に店舗が連なっている路地や中道では、歩行者が楽しく歩けるよう、ゆとりある歩道幅員を確保することで賑わいのある空間をつくる。
- 歩道は、段差の解消、傾斜の改善、車椅子の交差できる幅員の確保、積雪時の円滑な除雪などユニバーサルデザインに配慮した横断面とする。



「道路」の景観デザイン

【景観に影響の少ない軽快な高架構造物とする】

- 市街地の高架構造物は、街なみの連続性を保つため、掘割式(半地下)や地下式を検討し、周辺に圧迫感を与えない構造形式を選択する。
- 高架構造物は、下から見上げられることが多いため、桁下空間の圧迫感を軽減するため、ヒューマンスケールを超えた無機質なコンクリート構造物とならないよう、スリムに見えるデザインとする。
- 横断歩道橋は、歩行者が直近を通り、かつ見上げることが多いので、橋脚、桁、階段部、桁裏、階段裏、配管などの細部のおさまりに注意しつつ、すっきりとした軽快なデザインとする。
- 活雪に留意したデザインとする。
- 高架構造物や横断歩道橋などの立体構造物は、景観の阻害要因とならないよう、設置場所に留意し、道路景観の中で唐突とならないよう、周辺の街並みと調和する意匠や色彩とする。
- 構造物の柱脚や階段などの周辺に植栽を施すなど、周辺の景観に極力影響を与えないよう工夫する。



景観山に配慮したアンダーパス(石山通)



すっきりとした歩道橋
(大和ハウス プレミストドーム前)



道りの特徴をつくらせている中央分離帯の並木
(南郷通)



工業団地の景観を緩和する厚みのある植樹
(宇都工業団地)



屋外広告物景観を緩和するボリュームある並木
(札幌駅前通)



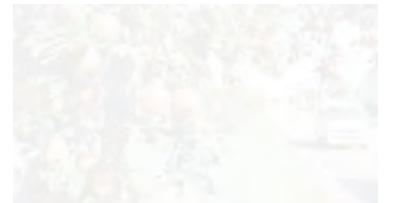
緑陰が多い街心の良い空間(北4条通)



通行人を誘導するイチョウ並木
(旭町通)

【緑により「さっぱり」らしさや地域性・季節感を演出する】

- 植栽環境を踏まえつつ、平岸のリンゴ並木のように地域らしさを表す樹種や、新緑、開花、結実、紅葉、雪との調和など、緑による四季の変化を演出する樹木や草花により、地域性や季節感の演出を検討する。
- 昔からある巨木などの樹木は、植生の適合から地域性が変われるとともに、周辺住民から愛着ある景観として認知されているため、道路改修などにあたっては、これらを残すことを基本とする。ただし、やむを得ず撤去する場合は、移植活用を推進する。



地域らしさを演出するリンゴ並木(嵐沢通)



四季の変化を演出する紅葉した街路樹
(通行人を誘導する)

【シンボルとなる樹木や並木などを残す】

- 地域の個性を継承するため、地域のシンボルとなっている樹木や個性的な景観をつくっている並木などを保存し生かす。

〈歩道の舗装〉

【歩きやすい舗装材を選定する】

- 舗装材は耐久性があり、積雪時にすべりにくく、誰もが歩きやすい素材を選定する。

【場所にふさわしいデザインとする】

- 安易な模様貼りや過度なデザインは避け、場所性を考えた色彩で、シンプルなデザインとする。
- 商業地では賑わいを演出するデザイン、業務地では落ち着いたデザインとするなど、地域特性に合わせてデザインする。
- ランドマークとなる建物や景観資源、隣接敷地などとの関係性を考慮した舗装材や舗装パターンを検討し、エリアとして統一的な景観イメージを創出する。
- 必要に応じて、車道部の舗装や道路付属物と一体的にデザインを行う。



シンプルなデザインの舗装



通行人を誘導するイメージした舗装
(通行人を誘導する)

〈道路付属物〉

【電柱、電線などの地中化を推進する】

- 電柱、電線が街なみの阻害要因となっているため、良好な景観を形成する必要があるところでは、電柱や電線の地中化を推進する。
- 電柱、電線を地中化することで、歩道内に大きな構造物が埋設され、街路樹の根が張るスペースが奪われることのないよう、車道下に構造物を埋設することも検討する。
- 電柱、電線を地中化すると、地上部の配電ボックスや信号機などの引込電柱・電線が目立ってくるので、周囲に溶け込むようデザインする。
- 都心部は、中道が複雑な荷捌き空間となっている場合が多いので、電柱、電線の地中化により、見通しの良いすっきりとした道路景観を形成する。



電柱・電線の地中化により山なみへの眺望が確保されている(北大通)

【市電のセンターポール化を推進する】

- 市電の架線は、街路樹の配置や眺望景観の阻害要因となっているため、良好な景観を形成する必要があるところでは、センターポール化を推進する。



電柱・電線がなく個性的ですっきりとした中道
(シャワー通)

【信号・標識などは一体的なデザインとする】

- 信号機、標識、バス停、分電盤、街灯、欄などの道路付属物は、道路景観を一体的に構成する要素であり、景観資源や周辺建物、街路樹等と調和する落ち着いた色彩やシンプルな形態、景観資源への視線を遮らない配置とし、事業者間でデザインを調整する。
- 広告付バス停については、事業者間で、デザインの統一を図るとともに、広告は、洗練された落ち着いた色彩のある配色、デザインのものにする。



一体的なデザインの道路付属物(北大通)

〈道路の線〉

【潤いある連続した景観をつくる】

- 幅の広い主要幹線道路は、ボリュームのある並木を形成し、都市骨格としての景観軸を明確に表現する。
- 特徴ある並木は、人々に方向性を示す役割もあるため、周辺の街路樹の樹種と変化を持たせた樹種を決定する。
- 中央分離帯に植樹する場合は、安全を考慮しながら緑化に努めるとともに、歩道側の樹木と一体的な道路景観を形成することを考慮して樹種を決定する。
- 並木を計画するときには、樹木の成長により、周辺の視点場からの眺望を妨げないよう、将来の景観の変化を予測しながら配置を検討する。
- 樹木の成長と根茎を考えた、十分な大きさの植樹樹などとし(※PO植栽基礎の考え方参照)、支柱は、樹木が主役となるようシンプルなデザインとする。

【沿道土地利用を踏まえた緑を配置する】

- 都心部や拠点では、中高層建物群の街なみ景観を整え、建物から来る圧迫感や屋外広告物の景観を軽減する役割を持つため、樹種や植栽環境を踏まえつつ、高木の並木を積極的に導入し、きめ細やかな判定など適正な管理を行う。
- 拠点や高度利用住宅地の高密度住宅地内の生活道路では、樹種や植栽環境を踏まえつつ、歩いて楽しくなるような、緑化を推進する。
- 工業・流通業務地と住宅地が接する部分については、住宅地の住環境を保全するため、街路樹を含めた厚みのある緩衝緑地帯を設ける。
- 一般住宅市街地や近隣商店街などでは、交差点の見通しや歩行のしやすさを考慮し、道路幅員の確保とみどりが両立できる住宅地に合うコンパクトな樹種等の導入や、愛着や親しみのある景観を目指し、住民参加による植樹樹への花壇の整備などを検討する。

【まちの顔や景観の要となる場所を樹木により演出する】

- 駅前広場や水と緑の景観軸など、まちの顔や景観の要となる場所は、豊かな緑を創出し、品格と安らぎを感じられる空間や、緑陰のある居心地の良い空間づくりを行う。
- 景観資源の位置や規模、道路線形や地形的特徴などを把握した上で、並木によるランドマークを強調するビスタの形成、シーグエンスや坂道景観の演出、樹冠線の形成など、効果的な景観演出を行う。

「道路」の景観デザイン

【標識などを統合する】

- 標識は、交通管理上の機能を確保しつつ、可能な限り数を整理する。
- 特に交差点部分は、信号や標識、照明などであふれるので、共架や統合により、標識などのポールの設置の適正化を図る。

【温かみのある夜間景観を演出する】

- 街灯は洗練されたシンプルなデザインとし、住宅地では低めのポール、商業地では高めのポールとするなど、設置される場所の夜間景観を考慮した器具を設置する。
- 不必要な光を抑えるとともに、光源の色は積雪寒冷気候を踏まえ、温かみがあり落ち着いたものとする。

【ストリートファニチャー・パブリックアートは置く空間を考慮する】

- ベンチに座って見える風景、歩行者動線との関係、樹木、木陰などによる囲み感などを考慮し、人が座って落ち着く空間をデザインする。
- パブリックアートの設置は、まちの魅力を高める上で有効だが、どこも置けばよいというものではなく、アートの種類や内容とともに、そのアートを置くのにふさわしい場所を選定し、周辺空間をデザインする。

【構造物はシンプルなデザインとする】

- 地上分電盤などは、シンプルな形状かつ目立たない色彩とし、高さは視線を妨げないよう、人の目線下とする。
- 地下鉄の出入口や排気塔などは、機能性を踏まえたシンプルな形状、かつ周辺と調和する色彩とし洗練されたデザインとする。
- 特に地下鉄出入口を大通公園など良好な眺望景観が得られる場所に設置する場合は、安全性に配慮しつつ、目線を遮らない高さに抑えることが望ましい。アートの種類や内容とともに、そのアートを置くのにふさわしい場所を選定し、周辺空間をデザインする。

〈維持管理・改修〉

【適切な維持管理を行う】

- 街路樹の枝抜き、枝打ちなどを適正に行い、緑と秩序を感じる沿道景観を形成する。
- レンガやインターロッキングなどの舗装材は、アスファルト舗装に比べ劣化の影響が出やすく、特に、模様貼りをした舗装は除雪により大きなダメージを受ける場合が多いので、当初の設計コンセプトを尊重しながら、きめ細かな維持管理を行う。

【●市民みんなの空間であるという意識を持つ】

- 道路は、市民みんなが利用する施設であるという意識を持ち、落ち葉やゴミ拾いなど自分たちでできる維持管理を行い、美しさを保つよう努める。

【●住民の愛着のあるものを保存する】

- 道路の改修にあたっては、住民が愛着を持っているシンボル樹木や並木などを保存し、地域の景観を継承していく。



シンプルな広さ物付バス停(ニューヨーク)



落ち着いたデザインの道路付乗物(札幌市資料館前)



ポケットパークに設けられたくつろぎ空間(かぞへ2・7前)



変化が目立つ舗装

「公園・緑地」の景観デザイン

豊かな自然の緑を守り、新しい緑を育て、緑をつなげる

公園・緑地は、生態系の保全・創出や都市環境の保全の場、災害時の避難の場、運動の場など、多様な役割を担っており、自然と人との関わりの場として一番身近な公共施設です。豊かな緑は、生活に安らぎや潤いを与え、季節の変化を私たちに知らせてくれる貴重な空間であり、また、読書や遊びの空間として、私たちに楽しさと喜びを与えてくれる大切な施設です。規模などに応じた市民利用の方法や公園の持つ役割を的確に捉え、自然との調和を図るなど、愛着の持てる良好な景観デザインをしましょう。

本市の公園の多くは、住区内の住民の利用を目的とする地区公園、近隣公園、街区公園などであり、このような公園は「素地・背景」となります。モエシ沼公園や中島公園などの総合公園、厚別公園などの運動公園、大通公園などの特殊公園などは、全市を利用圏域とするとともに、その役割から市域外からの利用者も多いため、都市を強く印象づける「ランドマーク・造景要素」となります。

○公園・緑地の「素地・背景」と「ランドマーク・造景要素」の例

素地・背景



さつき沼公園(地区公園)



元町西公園(近隣公園)

ランドマーク・造景要素



モエシ沼公園



中島公園

デザイン手法

〈個性あふれる公園〉

【住民の要望・意見を生かす】

- 公園周辺の地域特性、利用する住民の年齢層などを調査するとともに、住民の要望や意見を踏まえ、住民に親しまれる公園づくりを行う。

【地形を生かす】

- 山麓や丘陵地の公園は、場所に応じた地形を生かし、眺望や視覚的变化、周辺の自然環境を生かした公園づくりを行う。
- 平地の公園は、平坦な土地を生かした広場を設けつつ、築山を設けるなど、立体的な変化も楽しめるような工夫をする。

【地域特性を表現する】

- 自然植生にあった既存樹を参考にするなど、地域特性を表現する植栽とし、地域にあった緑を育てる。
- 札幌軟石など地域に産出する素材や地域固有の景観資源と連携する素材を活用し、個性を演出する公園づくりを行う。
- 公園内に位置する記念碑などの歴史的資源については、周辺の修景を工夫し、歴史的資源の見え方をより効果的に演出する。
- 都心部や地域交流拠点など、人の往来の多い場所に立地する公園では、道行く人の滞留を促し、人々のアクティビティが周囲に表出する賑わいを感じられる公園づくりを行う。

【テーマ性を持つシンボリックな景観を創出する】

- 主に、都市基幹公園の総合公園や運動公園、特殊公園などテーマ性を持った公園では、公園特性に応じて、都市や地域を強く印象づけるシンボリックな景観づくりやランドスケープデザイン、施設計画の工夫を行う。
- 都心部や地域交流拠点など、人の往来の多い場所に立地する公園では、道行く人の滞留を促し、人々のアクティビティが周囲に表出する賑わいを感じられる公園づくりを行う。



道びと景観に文化を生む築山(南郷丘公園)



歴史的資源の水路を配置することで地域性を表現した公園(真駒内公園)

「公園・緑地」の景観デザイン

テーマ性を持つシンボリックな景観の公園・緑地



山並みや地形を生かし、周辺に自然植生と一体的なランドスケープデザイン(湘野すずらん丘陵公園)



大規模な水辺やシンボリックな建築物と一体的なランドスケープデザイン(芸術の森)



運動している様子が見え、活気が伝わる運動公園(廣試公園or厚別公園)



山並みや地形を生かし、周辺に自然植生と一体的なランドスケープデザイン(湘野すずらん丘陵公園)



水辺景観や石切山の地景の景観を活かし、周囲に溶け込む施設デザイン(東南公園)



神社に隣接し、境内から伸びる道を生かす石畳と杉林(円山公園)

〈公園の緑〉

【緑により四季を演出する】

- 自然植生を考慮しつつ、花をつける樹木、紅葉・落葉する樹木、実をつける樹木、草花などによって季節感を演出する。
- 視覚だけでなく、音や香りも楽しめる工夫をする。

【冬の緑を確保する】

- 落葉した樹木は、北国らしい冬の景観をつくるが、ともすれば単調な景観となってしまうため、風土にあった常緑樹を効果的に導入する。

【シンボルとなる樹木や並木などを保存する】

- 地域住民が愛着を持てる公園とするため、地域のシンボルとなっている樹木や、個性的な景観をつくっている並木などが計画地にある場合は、これを保存する。

【ボリュームのある緑を育成する】

- 公園外周にボリュームのある樹木を育成し、地域の緑のランドマークとなる公園をつくる。
- 周辺街路から公園内の活動がわかるよう、枝下高を確保し、視線を遮らない。
- 公園内の樹木は、樹木の成長による景観の変化を踏まえつつ、樹木本来の成長が可能な配置を計画する。
- 公園立地や機能、施設計画に合わせて、緩衝帯となる緑、囲まれ感をつくる緑など、見通しや安全性とのバランスを考慮しながら効果的な緑を配置する。
- 公園をリフレッシュする場合は、なるべく既存樹木を保全する。

【緑を有効に活用する】

- 場所に応じ、花畑や畑など、緑に触れ合う体験ができるようなスペースを設けることで、みどりを身近に感じられるような工夫をする。



四季の変化が感じられる緑数(天神山緑地)



高度な見通しを確保した公園外周の緑(希望公園)



生樹と高木で区切られた運動公園(希望公園)

【多様な生態系に配慮する】

- 自然素材の活用、池などの水辺の導入、多様な緑の創出により、生物の生息・成育空間を確保するとともに、道路や河川などとネットワークを形成し、生態系の保護を図る。
- 外来種導入は制限を基本としつつも、ライラックなど、さつぷららしい景観要素として根付いているものなどは、これらと共生した景観形成を図る。

〈公園をかたちづくるもの〉

【利用する人々も景観構成要素として捉えた施設計画とする】

- 散歩やランニングする人、ベンチでくつろぐ人、走り回る子ども達など、公園を利用する人々も景観要素として捉え、賑わいや楽しさが感じられる景観創出につながるような施設計画とする。

【周辺との関係性を考慮した施設計画とする】

- 公園越しに見える眺望や公園を背景とした景観の阻害要因とならないよう、公園の外からの見え方にも配慮した施設計画とする。
- 公園に隣接する河川や道路、公共施設等との景観の一体化、連続性の確保に配慮する。

【用と景の両立、日常と非日常・時間変化に配慮する】

- 機能的で利用のしやすさと美しさが両立する施設デザインに配慮する。
- 日常とイベント時などの非日常時、昼と夜など時間的変化も考慮した景観づくりに配慮する。

【環境と調和し景観に馴染む建築物デザインとする】

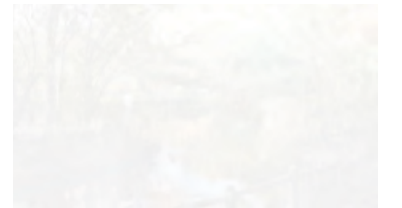
- 公園内に設置する建築物は、公園全体のコンセプトに基づいてデザインする。
- 公園内に設置する建築物は、自然の素材を積極的に取り入れるとともに、洗練されたシンプルなデザインとする。
- 外観の色彩は、夏は木々の緑、冬は雪の白が背景になることを考慮し、お互いが引き立てあう色彩計画を行う。
- 公園と建物を一体的に捉え、外部からの見え方だけでなく、建物内部から公園の景観を楽しめるよう計画する。
- 建築物の周囲には樹木を配置するなど、建築物が周囲の公園景観に馴染むようにするとともに、規模が大きくなる場合は、屋上緑化や壁面緑化の導入を検討する。
- 観光客など他都市から多くの人々が訪れるイベントでは、礼儀のイメージアップにつながるよう、プレハブ建築やサインなどの仮設物は、質の高いデザインのものを使用する。

【工作物は周囲と調和する品格を感じさせるデザインとする】

- フェンスなどの外周柵は、人工的な緑色と決めつけず、シンプルな形態で、周辺景観に溶け込む落ち着いた色彩を選択し、品格を感じるデザインとする。
- ベンチなどの休憩スペースは、山なみ眺望など良好な景観が得られる視点場として、また、人が立ち着く空間としてデザインする。
- 噴水は夏に清涼感を感じさせる要素であり、水の動きや音が楽しめるデザインとする。また、冬期間の維持管理にも配慮した計画とする。

【遊具は飽きのこないデザインとする】

- 遊具は、動物や植物などイメージの直感的表現や、思いつきによる形態・色彩とせず、公園全体のコンセプトや周辺環境との調和に配慮したデザインとする。
- 子供たちが生き生きと楽しく遊んでいる姿も公園景観の一部なので、遊んでいる姿を効果的に演出するような遊具を導入する。



公園内の生態系を豊かにする水辺(江ノ川・ダン記念公園)



公園景観を多様にし公園内の生態系を豊かにする池(中島公園)



アート作品でもあり遊び場でもある用と景の両立(石山緑地)



夏の緑と冬の白に映える色彩(芸術の森)



壁面緑化した建物(廣試公園)



山に向かって設置されたベンチ(やまはなサンパーク)



子どもが遊んでいるときのようすもデザインに取り入れた遊具(白石京園公園)

「公園・緑地」の景観デザイン

【美しい夜間景観を演出する外灯を設置する】

●夜間でも樹木や花などの緑が楽しめるよう、照明に設置を工夫する。特に、水辺やアート、シンボリックな建築物などがある場合は、対象物を効果的に浮かび上がらせるなど、光の当て方をよく検討する。

【人にやさしい園路計画とする】

●園路は、誰もが園内の散歩を楽しめるよう、適切な位置へのサインの設置、段差のないアプローチの形成、足にやさしい舗装の採用、高齢者に配慮した休憩ベンチの設置など、ユニバーサルデザインを導入する。

【駐車場は公園景観との調和を図る】

●駐車場を設ける場合は、舗装部へ緑化ブロックの導入を検討するとともに、周囲に植栽を施すなど、緑豊かな公園景観と一体となったつくりとする。
●大規模な駐車場は、公園の玄関口として、景観に荒蕪とした印象を与えないよう、分散配置とするか、植樹や緑地帯を設けることで空間の分割化を図る。

【法面や擁壁は自然となじむつくりとする】

●法面はできる限り小さく低く抑え、形態を節節化、分割化することで圧迫感の少ないデザインとする。
●法面に植栽を施すとともにラウンディング（崩壊防止と景観を良くするために丸みをつけること）により、自然な印象をつくる。
●コンクリート擁壁を設ける場合は、石などの自然素材を活用するとともに、擁壁下部に植栽帯を設けたり、擁壁を藁で覆うなど、コンクリート擁壁を目立たないようにする

【ふさわしい場所にアートを設置する】

●アートは、景観に効果的に働くので、設置する場所の選定と周囲の空間づくりとあわせ、その場にふさわしい質の高いアートを設置する。

〈安全安心〉

【植栽、外灯は安全・安心に配慮する】

●樹木の下枝をはらったり、生垣の高さを目線以下に抑えたり、適正な間隔で切り込みを入れるなど、死角を作らないよう留意する。
●外灯は、雰囲気のある夜間景観づくりに配慮しつつ、防犯上、適度な明るさを保つよう、適切に設置する。

〈維持管理・改修〉

【適切な維持管理を行う】

●剪定、冬囲いなど、植物の維持管理を適切に行う。
●遊具などは安全性、景観の両面から劣化に配慮し、定期点検を行う。
●イベント後は、芝生を傷めたり、多くのゴミが発生するため、芝生の手入れや清掃など、きめ細かな管理を行い、良好な景観を維持する。

【市民みんなの空間であるという意識を持つ】

●公園・緑地は、市民みんなが利用する施設であるという意識を持ち、落ち葉やゴミ拾いなど、自分たちでできる維持管理を行い、美しさを保つよう努める。

【住民の愛着あるものを保存する】

●公園の改修にあたっては、住民が愛着を持っている樹木や池、建物などを保存し、地域の景観を継承していく。

【公園景観の価値を高める維持管理を行う】

●公園利用や活用を促進し、人々が集い活動する様子が、いさよとした公園景観を生み出すような管理運営に努める。



スロープを設けた誰もが利用しやすい公園（こだま公園）



植栽により空間を分割した駐車場（札幌ドーム）



植栽を施した法面（札幌ドーム）



空間を引き締めているアート（中島公園）



死角をつくらず外との視線を区切りをつくる目線より低生垣（希望公園）

水辺・河川の景観デザイン

河川を生かし水辺と緑が一体となった地域の潤い空間をつくる

水辺・河川は、治水や利水、多様な生き物の生息環境の保全などの機能の他、花火大会などのイベント空間、散歩やジョギング、水面を使った遊び空間などに活用され、私たちにとっては、身近で親しみの持てる公共施設です。水と豊かな緑が一体となった空間は、魅力的でゆとりと潤いを感じさせてくれます。同じ河川でも、地形により川幅や流れが異なり、多様な様相を見せるため、水辺・河川を通して変化に富んだ景観を効果的に演出したり、地域の景観要素や公園・道路の緑とつなぐなど、魅力的な景観デザインをしましょう。また、多様な生き物の生息環境を保全することに十分配慮し、デザインを行う必要があります。

手付かずの自然の河川、治水が主な機能となっているもの、用水路として使われているものなど利水が主な機能となっている水辺・河川は「素地・背景」となります。公園内などにおいて親水空間として整備されているものや、高水敷に運動施設などがあるもの、また、ダムや水源池など、独特の景観が形成され人々を集めているものは「ランドマーク・造景要素」となります。

○水辺・河川の「素地・背景」と「ランドマーク・造景要素」の例



素地・背景



ランドマーク・造景要素

デザイン手法

〈水辺・河川の形態〉

【自然豊かな河川景観をつくる】

●山麓地などでは、自然そのままの水辺・河川景観を保全する。
●広い高水敷を持つ河川は、山頂やテレビ塔の展望台など主要な視点場から俯瞰され、周辺の緑地とあわせ自然を象徴する景観軸となことから、河川全体の積極的な緑化を図る。

【河川の魅力をつくる】

●市街地内の河川で多くみられる掘込河道は、法面や法方への植栽を施し、川らしさを演出する。
●小規模河川などにおいては、治水機能に留意しつつ、多自然型河川への切り替えを推進する。
●淀みや瀬、洲の設置、また魚道の確保により、河岸や橋上からサケなどの魚が見えるような魅力的な河川景観を形成する。

〈水辺空間をかたちづくるもの〉

【●堤防景観を演出する】

●山麓地などでは、自然そのままの水辺・河川景観を保全する。
●広い高水敷を持つ河川は、山頂やテレビ塔の展望台など主要な視点場から俯瞰され、周辺の緑地とあわせ自然を象徴する景観軸となことから、河川全体の積極的な緑化を図る。

【●河川の魅力をつくる】

●連続した堤防形態を生かし、花が咲く樹木や並木などにより、季節感や地域性を演出する。
●堤防天端や堤防の法面は、周辺地盤より高く、河川空間や山並みなどを望む良好な眺望が得られるため、散歩路や視点場を確保する。
●堤防の連続した連続は、単調な印象を与える傾向があることから、坂路、階段、植樹などを設け、景観に変化を与える。



自然のままの水辺景観（豊平川）



多自然型に改修された河川（鴨川）



手稲山を望む堤防天端を散歩道として整備している（中の川）

水辺・河川]の景観デザイン

【堤防は市街地の緑との連続性に配慮する】

- 堤防は一段高くなっており、周辺市街地からの視覚的な連続性を分断するため、法面を積極的に緑化し、街路樹など、市街地から続く緑との連続化を図る。

【高水敷は自然植生や快適な空間形成に配慮する】

- 高水敷は、昆虫や鳥類など多様な生物の生息環境に配慮した、自然植生を基本とする植栽を行う。
- 高水敷が広く、平坦で荒蕪となりがちな場合は、植栽などにより空間を区分した、スポーツ施設などを設け、治水機能に留意しながら、高木を配置し、アクセントを形成する。
- 高水敷を公園として利用する場合、河川と接する特性を生かし、河川の水を引き込むことで、より親水性の高い公園にするとともに、河川と連続した水辺景観を形成する。
- 高水敷に設置されるベンチやトイレ、四阿(あずまや)などの工作物は、治水機能に留意しつつ、石や木など自然素材の採用により、河川景観に調和させる。

【護岸は自然なつくりとし、安全性と親水性に配慮する】

- 表面に凹凸のある自然石の採用や水際の水生植物の生育への配慮などにより、水中と陸上の生態系が入り混じった、豊かな生態系を育むつくりとする。
- コンクリート製の護岸は、一般に無表情なものとなりやすいため、大きな目地、骨材の工夫や表面処理などにより、自然な風合いを出すよう演出する。
- 異なる既存護岸との接続部は、緑地による緩衝帯を挟んだり、既存護岸のデザイン要素を一部取り入れることなどにより、景観的にちぐはぐな印象を与えないよう、デザインに十分に配慮する。
- 護岸形状は、緩傾斜護岸や階段状の護岸とし、水際へ近づきやすいつくりとする。
- 護岸の素材は、周辺景観との調和を考慮し、自然石やウッドデッキなど自然素材の採用に努める。
- 河川と公園が隣接するところや河川が公園内を流れる場合は、緑豊かな景観を形成するとともに、親水空間をつくり、公園と一体的にデザインする。

【公園と一体的にデザインする】

- 河川と公園が隣接するところや河川が公園内を流れる場合は、緑豊かな景観を形成するとともに、親水空間をつくり、公園と一体的にデザインする。

〈水辺・河川の緑〉

【河畔林を保全する】

- 河畔林は、魚つき林とも呼ばれ水辺の生態系を支える上で重要な役割を持つため、治水機能に留意しつつ、保全、形成を図る。

【川らしさを演出する樹木を選択する】

- 河岸並木は、自然植生に無理のない樹木を選択し、川らしさを演出する。

【シンボルとなる樹木や並木などを保全する】

- 一つのつながった河川景観の中で、河岸にあるシンボル樹木や特徴ある景観をつくっている並木を保存することで、地域らしさを演出する。



河川の水を引き込むことで親水性の高い空間となっている(類似荒蕪川)



石と植生を織り交ぜ生態系の保全に配慮した護岸(月寒川)



自然石と植栽により独自の雰囲気を出している(鴨々川)



階段状のウッドデッキにより親水性が高く、水辺の景観に馴染んでいる護岸(類似荒蕪川)



中流公園の一部として公園の雰囲気を調める河川(鴨々川)



河畔林が河川景観を形成すると共に豊かな生態系を育んでいる(鴨川)



ボノボノ並木がこの河川の特徴ある景観となっている(鴨川)

〈ダムや水源池など〉

【ダムの雄大な景観を演出する】

- 豊平峡ダムなどのダムは、構造規模が非常に大きく、渓谷に設置されることから、その雄大な存在感により観光地や公園などとして整備されることが多い。公園などの整備では、ダムの景観を損なわないよう、駐車場などの公園施設のデザインや配置に配慮する。
- ダムの機能はそれのみで成立するものではなく、橋りょう、管理事務所、発電施設などが一体的に整備されるため、ダムを主体にトータルな景観デザインとする。

【水源池や湿原は現在の姿を保全する】

- 水源池や湿原は、野鳥やホタル、トンボをはじめとする貴重な動植物が生息する場として、また、他にはない独特の水辺景観を形成する場として、現在の姿を保全することを最も重視する。
- 自然とのふれあいや水辺景観を楽しむ空間をつくる場合は、地場産出の石や木など自然素材を活用することで、自然になじむつくりとする。

〈工作物〉

【水門、固定堰などは質の高いデザインとする】

- 水門や橋門は、ともに垂直性の高い施設として、河川景観の中で特に目立つことから、門扉とともに、周辺景観に溶け込む質の高いデザインとする。
- 固定堰は、景観の面では、落差工により河川景観に変化を与え、波しぶきや音が楽しめる場となるため、高水敷や護岸に、この様子を楽しめる場所を設置する。
- 固定堰の断面形状を数段に分けることによって、水の表情がより豊かなものになるとともに、魚の移動を助けるやさしいつくりとなる。

【柵は水辺への眺めを妨げない形態とする】

- 川の流れや水辺の様子は、人に安らぎと潤いを与えるため、柵は、歩行者の目線から水辺・河川への眺めを妨げないシンプルな形状とし、周辺景観の中で目立たない色彩・デザインとする。

【標識・案内版はデザインの統一化を図り周辺景観と調和させる】

- 河川標識等は、統一化を図り、控えめでシンプルなデザインで、周辺環境や隣接する道路・公園・橋りょう等に調和した色彩・デザインとし、橋詰や堰、支流合流部など、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置する。

〈安全・安心〉

【親水性と安全・安心を両立させる】

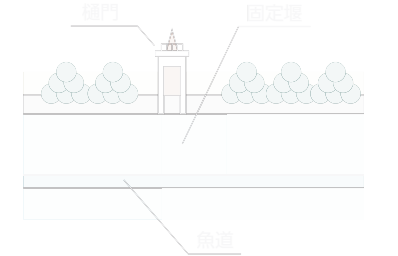
- 親水性を持つ水辺・河川については、多方面から活動が見えるよう死角を作らないよう配慮し、親水性と安全・安心の両立を図る。



雄大なダムと調和を生かした公園(定山峡ダム)



自然に馴染む木の柵やベンチ(西岡水源池)



水辺への眺めを妨げないシンプルな柵(鴨々川)



河川の個性的なイメージを調和したデザインの柵(鴨々川)

水辺・河川の景観デザイン

【維持管理・改修】

【適切な維持管理を行う】

- 河川内に放棄されたゴミや上流から流下してきたゴミなどを除去し、良好な河川景観を維持する。
- 雨や不法行為などで崩れた堤防の法面を補修したり、河川の流水に支障を及ぼす恐れがある樹木などがある場合は、樹木の伐採を行うなど、河川景観を守りつつ、安全上問題が生じないよう計画的な維持管理を行う。

【生態系の保全に配慮する】

- 治水機能のみならず、生態系の保全に一層留意し、改修時には自然石の採用や緑化などによる整備を推進し、より自然豊かな河川景観をつくる。

【市民みんなの空間であるという意識を持つ】

- 水辺・河川は、市民がみんなが利用する施設であるという意識を持ち、花などの植栽や草刈、落ち葉やゴミ拾いなど、自分たちでできる維持管理を行い、美しさを保つよう努める。

【住民の愛着のあるものを守る】

- 河川の改修にあたっては、住民が愛着を持っている河畔林や淀みなど、野鳥や魚の住みかなどの生態系を守る計画とし、地域の景観を継承する。

北海道および積雪寒冷地の道路施設の色彩

北海道の道路環境・景観は、本州以南の地域や非積雪寒冷地とは大きく異なり、道路附属物等の色彩選定にあたっては独自の考え方で取組む必要があることから、「国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所」は、「北海道の色彩ポイントブック」―北海道および積雪寒冷地の道路施設の色彩検討の手引き―を発行しています。この手引きにある、道路施設の色彩を考える際のポイントをご紹介します。

こげ茶(ダークブラウン)は北海道の環境に必ずしも適合しない。

北海道の広大で開放的な景観、冬の雪景色を考慮すると、道路まわりの構造物は空や雪などの明るい背景を背にして眺められるケースが少なくありません。そのようなケースでは、こげ茶のような暗い色は背景から隠れて見えます。



ダークブラウンの構造物が開放的な景観を壊している事例。より太いはずの電柱よりも目立つ。色彩シミュレーション。左の毛糸めっき仕上げ(実物)よりも、右のこげ茶系の色彩(フォトモンタージュ)のほうが、照明柱や防護柵が目立って見える。

景観3色では無彩色のダークグレーが優位。場合によっては亜鉛めっきも。

北海道の広大で開放的な景観、冬の雪景色を考慮すると、道路まわりの構造物は空や雪などの明るい背景を背にして眺められるケースが少なくありません。そのようなケースでは、こげ茶のような暗い色は背景から隠れて見えます。



ダークグレー 10YR3/0.2 (景観3色/4色) 照明柱・国道230号 沓山原

緑系のグレーという選択肢。

空や雪、遠景の山並みなど、北海道において背景となる要素には、青みよりの色彩のものが多くなります。このことを考えると、北海道の環境には、赤みよりの茶系などの色彩よりも、青や緑よりの色彩が適合すると考えられます。実際に、緑系のグレー(彩度1.0程度)が採用された優れた事例が道内で複数確認できています。



緑みのグレー(美笹グリーン) 5G4/0.8彩度 高橋・国道453号

青緑みのグレー58G5/1 照明柱・池川市 北彩都地区クリスタル橋

濃い青緑みのグレー 5G3/1 照明柱・徳義社・道道140号 愛別町東町

国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 発行 「北海道の色彩ポイントブック」―北海道および積雪寒冷地の道路施設の色彩検討の手引き―より

色彩景観基準

1107.14 新雪 L167.14 a1.00 b1.00	1166.11 水晶白 L166.11 a1.00 b1.00	1179.44 氷柱 L179.44 a1.00 b1.00	1187.44 氷白 L187.44 a1.00 b1.00	1197.44 陽光白 L197.44 a1.00 b1.00	1207.44 鈴蘭 L207.44 a1.00 b1.00	1217.44 乳白 L217.44 a1.00 b1.00	1227.44 雪灯 L227.44 a1.00 b1.00	1237.44 薄桜 L237.44 a1.00 b1.00	1247.44 雪花 L247.44 a1.00 b1.00
1257.44 霧氷 L257.44 a1.00 b1.00	1267.44 凍白 L267.44 a1.00 b1.00	1277.44 雪虫 L277.44 a1.00 b1.00	1287.44 雪まつり L287.44 a1.00 b1.00	1297.44 水雨 L297.44 a1.00 b1.00	1307.44 路の暈 L307.44 a1.00 b1.00	1317.44 白樺 L317.44 a1.00 b1.00	1327.44 百合が原 L327.44 a1.00 b1.00	1337.44 綿毛 L337.44 a1.00 b1.00	1347.44 リラ音 L347.44 a1.00 b1.00
1357.44 雪結 L357.44 a1.00 b1.00	1367.44 薄氷 L367.44 a1.00 b1.00	1377.44 雪影 L377.44 a1.00 b1.00	1387.44 雪氷 L387.44 a1.00 b1.00	1397.44 削成橋 L397.44 a1.00 b1.00	1407.44 キャバツ L407.44 a1.00 b1.00	1417.44 札幌玉葱 L417.44 a1.00 b1.00	1427.44 雪洞水 L427.44 a1.00 b1.00	1437.44 白茶 L437.44 a1.00 b1.00	1447.44 アザミ L447.44 a1.00 b1.00
1457.44 吹雪 L457.44 a1.00 b1.00	1467.44 札幌紋石 L467.44 a1.00 b1.00	1477.44 札幌紋石 L477.44 a1.00 b1.00	1487.44 山崎らし L487.44 a1.00 b1.00	1497.44 楡 L497.44 a1.00 b1.00	1507.44 中の熊 L507.44 a1.00 b1.00	1517.44 雪 L517.44 a1.00 b1.00	1527.44 ムージュ L527.44 a1.00 b1.00	1537.44 アザミ L537.44 a1.00 b1.00	1547.44 アザミ L547.44 a1.00 b1.00
1557.44 蝦夷島 L557.44 a1.00 b1.00	1567.44 郭公 L567.44 a1.00 b1.00	1577.44 3A'グー L577.44 a1.00 b1.00	1587.44 オーロラ L587.44 a1.00 b1.00	1597.44 モエレ沼 L597.44 a1.00 b1.00	1607.44 羊ヶ丘 L607.44 a1.00 b1.00	1617.44 馬鈴薯 L617.44 a1.00 b1.00	1627.44 蝦夷栗 L627.44 a1.00 b1.00	1637.44 ミカド L637.44 a1.00 b1.00	1647.44 雁金草 L647.44 a1.00 b1.00
1657.44 開拓使 L657.44 a1.00 b1.00	1667.44 石切山 L667.44 a1.00 b1.00	1677.44 豊平川 L677.44 a1.00 b1.00	1687.44 ポプラ L687.44 a1.00 b1.00	1697.44 三角山 L697.44 a1.00 b1.00	1707.44 藻岩山 L707.44 a1.00 b1.00	1717.44 ピア茶 L717.44 a1.00 b1.00	1727.44 蝦夷鹿 L727.44 a1.00 b1.00	1737.44 ベチカ L737.44 a1.00 b1.00	1747.44 小豆 L747.44 a1.00 b1.00
1757.44 墨島 L757.44 a1.00 b1.00	1767.44 月無夜 L767.44 a1.00 b1.00	1777.44 藍の里 L777.44 a1.00 b1.00	1787.44 蝦夷松 L787.44 a1.00 b1.00	1797.44 芸術の森 L797.44 a1.00 b1.00	1807.44 熊笹 L807.44 a1.00 b1.00	1817.44 回栗 L817.44 a1.00 b1.00	1827.44 生手口 L827.44 a1.00 b1.00	1837.44 燻瓦 L837.44 a1.00 b1.00	1847.44 蝦夷紫 L847.44 a1.00 b1.00

色彩景観基準

建築物及び工作物の外観を構成する部分の色彩は、その範囲を『札幌の景観色70色』とその近似色を基本とするほか、以下のとおりとする。ただし、景観の形成上支障がないと認められる場合、又は航空法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。 ※詳細は別冊「色彩景観基準パンフレット」を参照

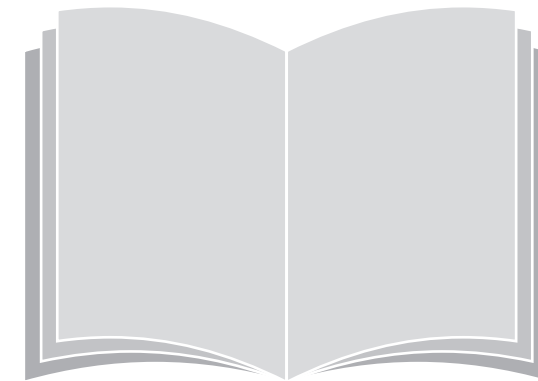
①	周辺との調和を考える	計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方に基づき、特段の事情がない限り、周辺建築物等との調和や、街並み全体の一体感の創出を考慮した色彩とするよう配慮する。
②	季節等を考慮する	(1)色彩の見え方は太陽光の影響を受けることから、計画建築物等が向いている方角を考慮した色彩とするよう配慮する。 (2)四季を通して違和感が生じないよう、季節ごとに移り替わる木々の色や、雪の色を考慮した色彩とするよう配慮する。
③	立地を考慮する	(1)計画地の立地(都心部、山地など)を踏まえた色彩とするよう配慮する。 (2)ランドマークとなる景観資源より目立たない色彩とするよう配慮する。
④	配色を考える	(1)アクセントとなる色彩は、低層部に採用するなど、面積を押さえた効果的な使い方を。 使用割合の目安は、具体的には「札幌の景観色70色各色の使用割合の目安」による。 (2)各部分の色彩が、建築物全体として調和するとともに、圧迫感を与えないよう配慮する。
⑤	建築物の規模や形状の特徴を考慮する	建築物の規模や、形状の特徴を考慮し、形状や素材の切り替えを活用した配色とするよう配慮する。
⑥	工作物について	(1)橋梁・高架橋などの大規模な水平工作物は、周辺との調和を考慮した色彩とするよう配慮する。 (2)擁壁は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。 (3)鉄塔・煙突など、周囲から垂直方向に突出する工作物は、周辺と同化させ、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。 (4)外構や附帯工作物は、主屋等と調和するような色彩とするか、存在感を薄める色彩とするよう配慮する。

上記の基準の運用は、「札幌の景観色70色色彩景観基準運用指針」による。
景観色70色の近似色の範囲は、「札幌の景観色70色限界色の範囲」による。

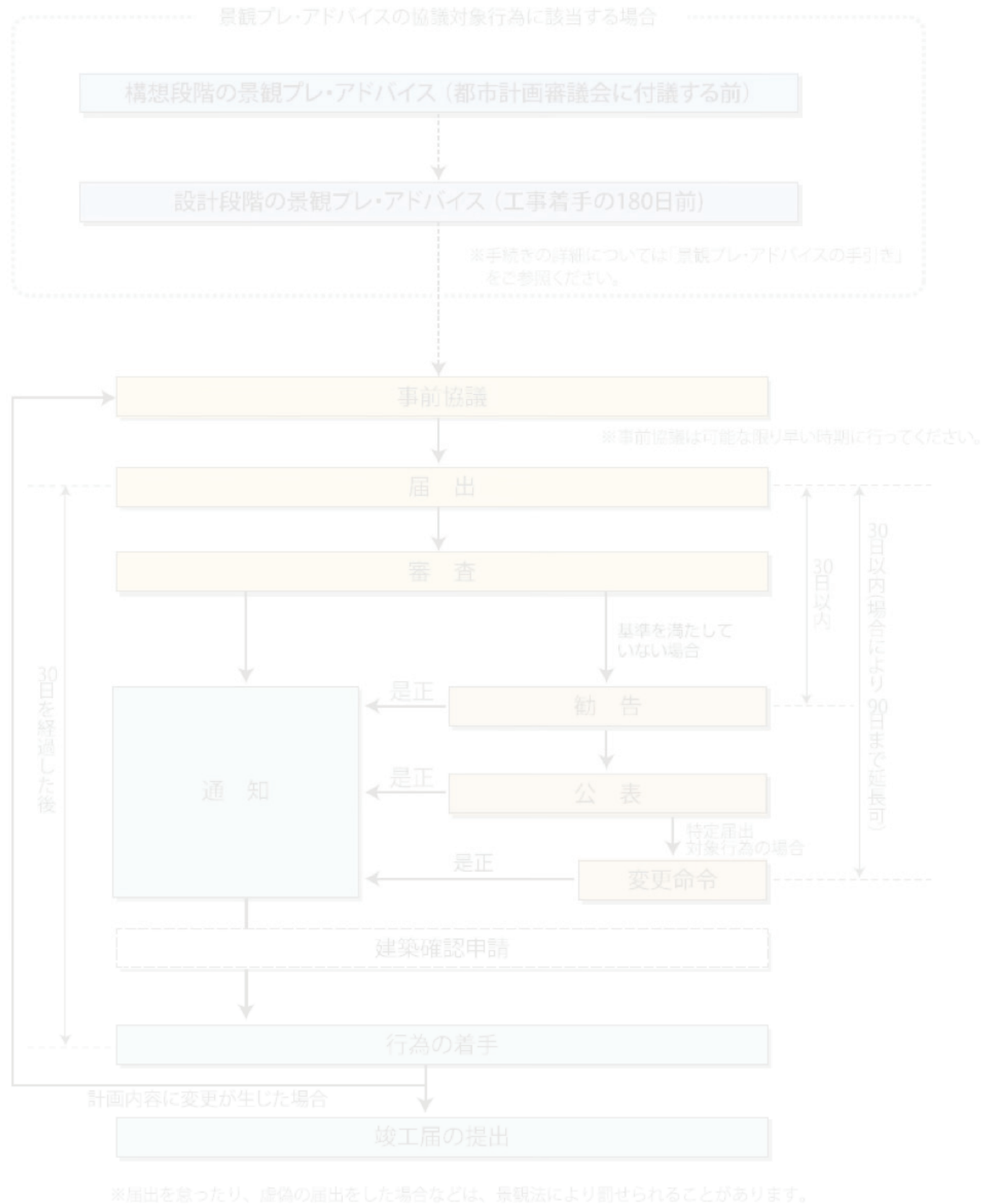
札幌の景観色70色【第二版】

L:87.14 a:-0.11 b:3.06 新雪 しんせつ	L:86.92 a:-3.88 b:-1.87 水晶白 クリスタルホワイト	L:87.66 a:-0.94 b:-1.68 氷柱 つらら	L:87.72 a:-5.11 b:1.69 氷白 アイスグローム	L:87.49 a:-4.93 b:5.05 陽光白 シャニクオロイト	L:87.94 a:-0.92 b:7.31 鈴蘭 すずらん	L:88.18 a:1.38 b:6.92 乳白 ミルクースノー	L:87.70 a:2.66 b:5.96 雪灯 ゆきあかり	L:87.98 a:2.77 b:3.81 薄桜 うすざくら	L:88.61 a:1.48 b:-0.53 雪花 せつか
L:81.99 a:-0.52 b:1.18 霧氷 むひょう	L:79.83 a:-4.92 b:-4.34 凍白 とうはく	L:82.63 a:-1.56 b:-4.31 雪虫 ゆきむし	L:80.42 a:-10.58 b:-0.33 雪まつり ゆきまつり	L:80.33 a:-10.74 b:4.29 氷雨 ひさめ	L:83.71 a:-4.24 b:11.99 露の臺 ふきのとう	L:83.93 a:0.56 b:10.40 白樺 しらば	L:83.58 a:2.65 b:5.68 百合が原 ゆりがはら	L:82.53 a:2.72 b:3.04 綿毛 わたげ	L:79.49 a:4.47 b:1.20 リラ霞 りらかすみ
L:74.28 a:-0.88 b:-0.51 銀鱗 ぎんりん	L:70.65 a:-8.70 b:-5.86 薄氷 うすこおり	L:71.21 a:0.49 b:-9.06 雪影 ゆきかげ	L:71.89 a:-10.83 b:-1.45 樹氷 じゆひょう	L:71.43 a:-11.78 b:5.04 創成柳 そうせいりやなぎ	L:78.36 a:-6.42 b:14.20 キャベツ きゃべつ	L:77.83 a:0.68 b:15.65 札幌玉葱 さっぽろたまねぎ	L:77.66 a:3.77 b:7.13 雪消水 ゆきげみず	L:78.20 a:3.85 b:4.29 白茶 しらちゃ	L:70.90 a:5.84 b:0.25 ライラック らいらく
L:74.28 a:-0.88 b:-0.51 吹雪 ふりせーど	L:61.95 a:-6.56 b:-5.95 札幌軟石 さっぽろなんせき	L:66.48 a:-1.91 b:-18.72 蝦夷延胡索 えぞえんごさく	L:64.63 a:-17.98 b:-2.17 山鳴らし やまならし	L:64.71 a:-15.11 b:8.64 楡 えるむ	L:67.24 a:-7.37 b:14.66 中の島 なかのしま	L:72.64 a:-0.12 b:23.00 薄 すすき	L:69.17 a:3.49 b:10.05 ハージェ ハーじゅ	L:69.02 a:6.66 b:4.26 カエ・オレ かえ・おれ	L:62.40 a:6.68 b:-1.01 藤野 ふじの
L:53.82 a:-0.42 b:-2.08 蝦夷臍 えぞふくろう	L:53.14 a:-5.76 b:-5.80 郭公 かつこう	L:61.45 a:-0.75 b:-15.25 ラバンダー らべんだー	L:54.77 a:-20.11 b:-2.74 オーロラ おーら	L:52.60 a:-14.93 b:14.24 モエレ沼 もえれぬま	L:59.02 a:-10.87 b:18.32 羊ヶ丘 ひつじがおか	L:58.66 a:5.46 b:25.89 馬鈴薯 ばれいしょ	L:58.91 a:12.65 b:19.93 蝦夷栗鼠 えぞりす	L:59.00 a:15.10 b:12.03 ミルク金時 みるくきんとき	L:51.21 a:7.62 b:-0.97 雁金草 かりがねそう
L:40.88 a:-0.49 b:-2.33 開拓使 かいたくし	L:44.26 a:-3.19 b:-6.00 石切山 いしきりやま	L:45.95 a:0.44 b:-19.70 豊平川 とよひらがわ	L:47.66 a:-15.90 b:0.66 ポプラ ぽぷら	L:45.90 a:-15.45 b:10.14 三角山 さんかくやま	L:45.27 a:-10.71 b:22.69 藻岩山 もいわやま	L:45.24 a:9.80 b:22.74 ピア茶 ぴあちゃ	L:42.75 a:18.83 b:19.74 蝦夷鹿 えぞしか	L:38.75 a:24.11 b:14.09 ベチカ べちか	L:35.66 a:13.32 b:-0.40 小豆 あずき
L:26.79 a:0.06 b:-0.30 墨烏 すみがらす	L:31.65 a:-0.42 b:-5.81 月無夜 みづないど	L:32.50 a:-0.60 b:-11.69 藍の里 あいのさと	L:34.67 a:-10.18 b:0.04 蝦夷松 えぞまつ	L:35.48 a:-10.79 b:7.40 芸術の森 げいじゆつのもり	L:39.75 a:-7.42 b:14.28 熊笹 くまざさ	L:38.21 a:6.61 b:15.37 団栗 どんぐり	L:34.46 a:12.38 b:9.97 生子ヨコ なまぢよこ	L:33.85 a:18.15 b:9.18 煉瓦 れんが	L:32.81 a:7.66 b:-1.12 蝦夷紫 えぞむらさき

手続き 参考資料



届出手順



必要書類

景観計画区域での必要書類

添付図書	
種類	備考
付近見取図	
配置図	植栽等の外構を記載すること。
各階平面図	建築物である場合に限る。
立面図(各面)	各部分の仕上げ及び色彩を明示すること。設備等を明示すること。
断面図	
完成予想図又はパース	
現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
自己診断カルテ	

●その他、必要な図書を求める場合があります。●提出内容に変更が生じた場合は、変更行為の届出を行ってください。

○完了時の手続き 行為の完了時には、竣工時の写真を添付した竣工届を提出して下さい。

景観計画重点区域での必要書類

●法に基づく届出行為

行為	添付図書	
	種類	備考
建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更	付近見取図	
	配置図	植栽等の外構を記載すること。
	各階平面図	建築物である場合に限る。
	立面図(各面)	各部分の仕上げ及び色彩を明示すること。設備等を明示すること。
	断面図	
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
	自己診断カルテ ※	
土地の形質の変更	付近見取図	
	平面図	敷地等の形状を示すもの
	断面図	
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
	自己診断カルテ ※	
樹木の伐採又は植栽	付近見取図	
	樹木の配置図	樹種及び大きさを示すもの
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
	自己診断カルテ ※	

●景観条例に基づく届出行為

行為	添付図書	
	種類	備考
建築物等の除却	付近見取図	
	配置図	植栽等の外構を記載すること。
	各階平面図	建築物である場合に限る。
	立面図(各面)	各部分の仕上げ及び色彩を明示すること。設備等を明示すること。
	断面図	
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
	自己診断カルテ ※	
広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転	付近見取図	
	配置図	
	立面図	各部分の仕上げ及び色彩を明示すること。設備等を明示すること。
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状況を示すもの
	自己診断カルテ ※	

※各届出には、景観計画区域の自己診断カルテと景観計画重点区域の地区ごとの自己診断カルテが必要となります。

- 代理者が申請を行う場合は、委任状が必要となります。
- その他良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれがある行為については、別途書類が必要となります。
- その他、必要な図書を求める場合があります。
- 提出内容に変更が生じた場合は、変更行為の届出を行ってください。
- 行為の完了後には、行為の完了の手続きを行ってください。

①都市機能誘導区域 (出展:札幌市立地適正化計画、H29年2月現在)



札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域

②都市機能誘導区域(都心) 詳細図



※本図中の記号は、札幌市立地適正化計画案(平成28年3月)のもの。

③都市機能誘導区域(地域交流拠点) 詳細図



③都市機能誘導区域(地域交流拠点) 詳細図



③都市機能誘導区域(地域交流拠点) 詳細図

